

図解による

建設業を営むひとのための

建設業許可の

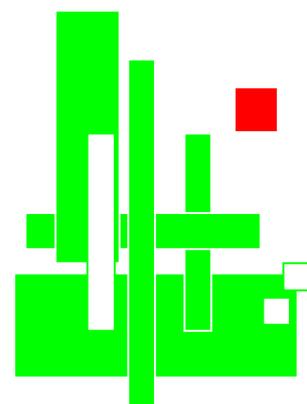
手びき (申請・変更)

令和4年度版

あらゆる場面ですぐ役立つ必携の手びき

編集 ■ 静岡県交通基盤部建設経済局

建設業課



はじめに

この手びきは、昭和24年の建設業法(以下法という。)の公布・施行に伴う建設業の登録制度、そして昭和46年の建設業許可制度の設立以来、適正な申請等を目的に説明した手びきとして改訂を重ねてまいりました。

今回の刊行にあたり、静岡県知事に建設業許可申請書を提出する方や許可取得後に許可の申請事項に変更が生じた場合の変更届を提出する方を対象に、許可の基準や申請の手続き、許可取得後の手続きなどについて根拠法令等を示すとともに、わかりやすいように図や表、吹き出しを用いて作成しました。

この手びきをもとに、Chapter 1で建設業法の趣旨や許可制度を理解していただいたうえで、Chapter 2の建設業許可の申請、Chapter 3の建設業許可の変更等への記載、Chapter 4の解体工事業の説明及び各種法令等を参考に、静岡県のホームページ「建設業のひろば」から入手できる申請書類へ、法の趣旨にもとづき、自社の状況を正確に記載し、申請等の手続きを行っていただきたいと思えます。

なお、審査にあたり、申請用紙等の記入漏れや添付書類の不備があった場合には、許可申請書類等は受け付けることはできません。また、窓口審査により受け付けた場合であっても、その後の発注者保護の視点に立脚した内部審査により補正の書類を求める場合もあります。さらに、疑義が生じた場合は、別途確認書類を求める場合や営業所調査を実施する場合もあります。その結果、許可の基準に適合しない場合は、不許可のための却下の通知を発行します。

なお、申請書受理後は、知事が特別に認める場合以外は、既納の審査手数料は還付できませんのでご承知おきください(静岡県手数料徴収条例)。

あつてはならないことですか、万が一、提出書類や添付書類、確認書類に虚偽や不正があった場合は告発され、司法により処罰される場合がありますので、許可申請書等の書類作成にあたっては、申請者の実態を正確に申請書に反映するよう十分注意してください。

この手びきに記載した内容については、令和4年4月1日以降の申請及び届出から適用されます。

今後、手びきの内容等については、関係法令の改正と読者の方々のご意見等をもとに検討を加え、随時、更によいものに改めてまいりたいと考えております。

令和4年3月

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

●本書を手にとられた方へ

本書は、建設業許可申請・届出について、必要が生じたときにすぐに活用できるように、図・表・イラストを用いて図解・解説した手びきです。

Chapter 1 から Chapter 4 の4つのパートに分かれおり、

Chapter 1 は、これだけは知っておこう建設業の許可制度と題して、誰もが知っておくべき許可制度全体の基本知識について解説しています。

Chapter 2 は、あなたもできる建設業許可の申請と題して、新規・更新申請について解説しています。

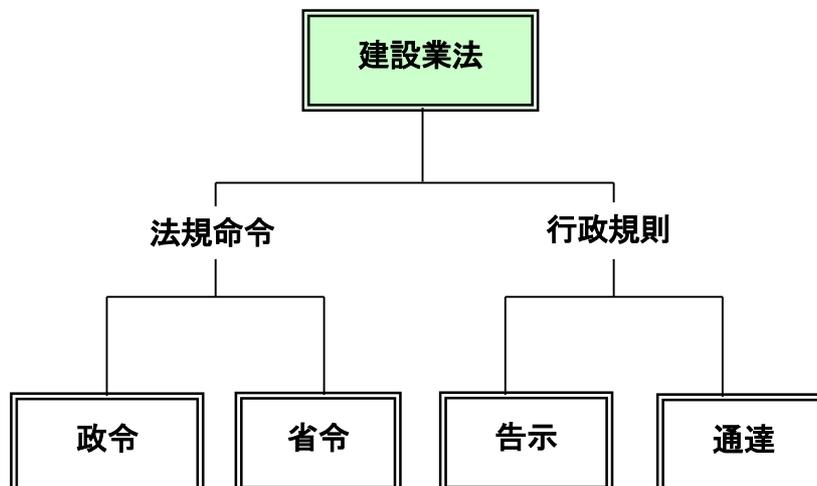
Chapter 3 は、しなければならない許可の変更・廃業届と題して、許可取得後に、申請事項の項目に変更があった場合や廃業する場合の提出書類について解説しています。

Chapter 4 は、知っておこう建設業関係法規と題して、建設業許可に関する法令等をまとめてあります。また、解体工事業の経過措置等を解説しております。

新規許可申請をする方は、まずこの Chapter 1 を読んでいただき、許可制度を理解していただいたうえで、Chapter 2 へ進み、許可申請書を作成・申請してください。

変更届等を提出する方は、今回の法改正により提出書類の様式等が大きく変わりましたので、Chapter 3 をしっかり読んでいただき遺漏のないようにしてください。

法令・通達等		本書での略称
建設業法	昭和 24 年 5 月 24 日 法律第 100 号 最終改正 令和3年5月 28 日 法律第 48 号	法
建設業法施行令	昭和 31 年 8 月 29 日 政令第 273 号 最終改正 令和4年1月 19 日 政令第 25 号	令
建設業法施行規則	昭和 24 年 7 月 28 日 建設省令第 14 号 最終改正 令和4年3月 31 日 省令第 19 号	規則
告示		告示
通達	建設業許可事務ガイドライン 平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号 最終改正 令和3年 12 月9日 国不建第 361 号	ガイドライン



CONTENTS

Chapter1 これだけは知っておこう建設業の許可制度

1	建設業法の概要	7	12-3 誠実性	34
2	建設業法の目的	8	12-4 財産的基礎等	35
3	法に出てくる用語	10	12-5 欠格要件及び拒否事由	36
4	建設業の許可	11	12-6 許可要件のまとめ	38
5	許可の有効期間	12	13 許可業者に課せられる義務	40
6	大臣許可と知事許可	13	14 従前の許可の効力	42
7	一般建設業許可と特定建設業許可	14	15 罰則	43
8	業種別許可	15	16 許可制度の法体系	44
9	附带工事	17	17 建設工事の種類・内容・例示・区分	46
10	許可の申請	18	18 国土交通省令で定める学科	58
11	許可申請書の添付書類	19	19 国家資格等一覧	61
12	許可の基準	20	20 試験機関一覧	66
12-1	経營業務の管理責任者等	21	21 許可通知書と標識	68
12-2	営業所の専任技術者	28	22 主要項目の変遷	70

Chapter2 あなたもできる建設業許可の申請

1	許可申請の手続き	75	14-5 令第3条に規定する使用人	203
2	申請区分について	78	14-6 営業所の実態及び写真	203
3	許可申請の審査手数料について	80	14-7 健康保険等の加入状況	205
4	申請書類一覧	82	14-8 その他	205
5	提出書類のとじ方	84	15 許可申請に係る補正等について	206
6	許可申請書記載にあたって	85	16 許可に関するQ&A	208
7	建設業許可の審査フロー	86	17 有資格コード一覧(一般建設業)	217
8	許可申請書記載例・・・静岡建設株	88	18 有資格コード一覧(特定建設業)	220
9	許可番号の引継ぎについて	174	19 執行役員等としての経験の確認書	224
10	事業継承及び相続に係る認可について	176	20 経營業務を補佐した経験の確認書	226
11	準ずる地位としての経験について	190	21 勘定科目一覧	228
12	実務経験要件の緩和について	191	22 静岡県規則等	234
13	確認書類について	192	23 建設業関連窓口一覧	249
14-1	経營業務の管理責任者	194	24 別とじ用表紙	252
14-2	営業所の専任技術者	199	25 申請者用チェックリスト	253
14-3	常勤性の確認基準	201	26 役員等氏名一覧表	255
14-4	財産的基礎・金銭的信用	202		

Chapter3 しなければならない許可の変更・廃業届

1	変更届・廃業届について	259	5	確認書類について	310
2	届出書様式及び記載要領	261	6	役員等氏名一覧表	312
3	変更事項別必要書類一覧等	270	7	別とじ用表紙	314
4	変更事項別記載例	277	8	届出者用チェックリスト	315

Chapter4 知っておこう建設業関係法規

1	関係法令集(建設業法関係)	320	2	関係法令集(その他)	475
---	---------------	-----	---	------------	-----

ホームページ建設業のひろば (<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/>)
 (検索エンジン 静岡県 建設業のひろば)

更新日: 令和2年3月2日

建設業のひろば

建設業許可
 経営事項審査
 入札参加資格申請
 入札・契約
 ・静岡県の入札契約制度について
 ・工事成績優良者名簿
 ・指名停止

過去の情報を見る

最新情報

日付	お知らせ
令和2年3月2日 (建設業許可等)	【令和2年度建設業許可及び経営事項審査等説明会の開催中止について】 当説明会の開催を中止することになりましたのでお知らせします。

経審
カレンダー
 カレンダーを見る
 (PDF: 36KB)
 こんなに便利!
 富士山静岡空港
 (静岡空港HPへ)

●申請書の様式については、建設業のひろばから入手が可能です。

- ①「建設業のひろば」内の「建設業許可」をクリックしてください。
- ②「建設業許可」のページの中段「建設業許可申請書等様式集」から申請様式をダウンロードすることができます。

建設業許可申請書等様式集

建設業許可申請及び変更届で使用する様式については、こちらからダウンロードしてください。

【申請書類一式】

[建設業許可申請書等\(一括ダウンロード用\)\(平成30年4月1日以降\)](#)

[別とじ用表紙\(平成30年4月1日以降\)](#)

[役員等氏名一覧表\(県様式\)](#)



Chapter 1

これだけは知っておこう **建設業の許可制度**

●許可申請書等に関わる個人情報の取扱いについて

静岡県個人情報保護条例第11条第1項に基づき、許可申請書等に関わる個人情報については、以下のとおり取り扱いますのでご了承ください。

【建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等】

静岡県知事が、法第5条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書（同法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び第11条（第17条で準用するものを含む。）に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

ア 許可申請の審査事務（国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合を含みます。）

イ 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務

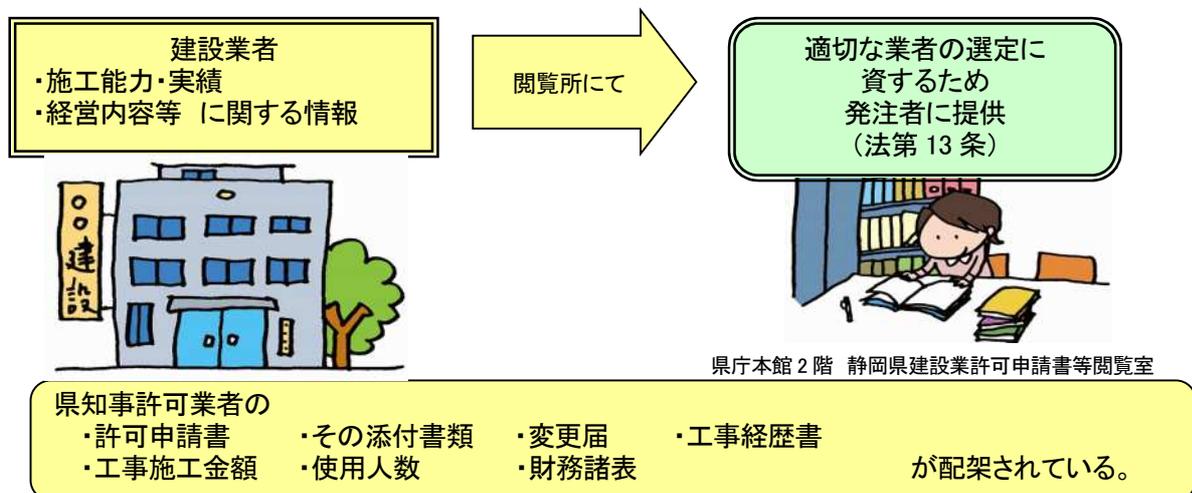
ウ 許可申請書の閲覧

（なお、静岡県では許可申請書等のうち、登記されていないことの証明書、身分証明書、医師が作成した診断書、様式第7号及び別紙、様式第7号の2及び別紙、様式第8号、資格証明書等、様式第9号、様式第10号、様式第12号、様式第13号、様式第14号、様式第22号の3、様式第22号の4、登記事項証明書及び納税証明書を除外して閲覧に供しております。）

エ 国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する特殊法人等が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供

オ 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定による次の利用又は提供

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- ② 国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
- ③ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令に定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
- ④ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき
- ⑤ 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
- ⑥ その他提供することについて特別の理由があるときの提供



1 建設業法の概要

建設業法は、昭和24年法律第100号として公布(5月24日)、施行(8月20日)され、以下の内容で構成されています。

現行の建設業法は、令和3年5月28日に公布されました。

建設業の許可(禁止行為の解除)及び認可(権利の設定)に関しては、第1章と第2章、そして第8章が特に関係します。

- 1章 総則 (建設業法の目的と定義に関する規定)
- 2章 建設業の許可 (許可制度、許可の種類・要件等の諸規定)
- 3章 建設工事の請負契約 (契約の適正化と下請負人の保護等の諸規定)
- 3章の2 建設工事の請負契約に関する紛争の処理 (建設工事紛争審査会の諸規定)
- 4章 施工技術の確保 (建設工事の適正な施工を確保するための諸規定)
- 4章の2 建設業者の経営に関する事項の審査等 (経審制度に関する諸規定)
- 4章の3 建設業者団体 (建設業者団体の届出等に関する諸規定)
- 5章 監督 (本法の目的を実現するための監督上の措置に関する諸規定)
- 6章 中央建設審議会等 (各種審議会に関する諸規定)
- 7章 雑則
- 8章 罰則

建設業法の概要



①：(4,000万円以上の下請契約(建築一式工事は6,000万円以上)を結ぶ工事)

2 建設業法の目的《法第1条》

建設業の特色

重層下請構造

- | | | |
|--------------|---|----------|
| ①統合産業 | → | 業種・業態が多様 |
| ②屋外生産・天候影響産業 | → | 生産効率の低下 |
| ③単品生産・非装置型産業 | → | 低生産性 |
| ④典型的な受注産業 | → | 発注者多分野 |

手段

- ① 建設業を営む者の資質の向上
 - ・許可制度(2章)
 - ・施工技術の確保等(4章)
- ② 請負契約の適正化
 - ・元請・下請関係の適正化等(3章)
 - ・請負契約の紛争処理制度(3章の2)
- ③ その他
 - ・経営事項審査(4章の2)・指導監督(5章)

目的

①建設工事の適正な施工
を確保し、発注者を保護

②建設業の健全な発達
の促進

最終目的

公共の福祉の増進

許可申請をする際に、
この目的を踏まえて審査
されることを押さえておく
ことが重要です。

我々が日常活動を営む日本列島は、古来より地震列島であったことは周知の事実であり、毎日止むことなく、列島のどこかで地震が発生しています。

1995年（平成7年）1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、被災者の死因の約83%が、建築物の倒壊等であり、これを受けて、他国に比類ない極めて厳格な建築基準法が改正されてきました。

そして、郷土静岡県は、東海・東南海・南海トラフと深く係わり、1976年（昭和51年）に、当時東京大学理学部助手であった石橋克彦氏が東海地震100～150年期間説を発表して以来、「静岡県を中心とした東海地域に、大規模な地震が明日起こっても不思議ではない」と叫ばれています。

しかし、この厳格な基準法も、施工能力もなく、金儲けしか考えない不正・不誠実な土木・建築業者が巷にはびこっているのは、絵に描いた餅となるのは容易に想像できます。

7世紀後半に建立され、なお現存する奈良の法隆寺に見るように、我が国は古くから優れた技術が存在し、一流の大工や鳶などのもとに弟子入りし、施工能力に優れ、一定水準の技術等を身につけた技術者でなければ、土木工事や建築工事ができない仕組みが数十年前まではありました。それが建設業法により制度化され、許可制度となっています。

建設業は、産業の基盤を形成するとともに、国民の日常生活にも深く関連する重要な産業です。しかし、①統合産業であることから業種・業態が多種多様であること。②屋外生産で天候の影響を受けやすいことから生産効率が低下しやすい産業であること。③単品生産で非装置型産業であることから生産性が低い産業であるため、他の産業にみられないような特殊性を持っています。

このことから、法は、①手抜き工事や粗雑工事などの不良工事を防止するとともに、さらに積極的に適正な施工を実現して、発注者の保護をすること、②建設業は、住宅、道路、上下水道、学校、事務所、工場などの個人生活や社会生活の基盤となる諸施設の整備を担う大変重要な産業で、国民経済と深く関わっていることから建設業の健全な発達を促進することを目的としています。

これらを達成する手段のその一は、建設業を営む者の資質の向上です。具体的な方策として建設業の許可制度があり、また、施工技術の確保と向上を図るための技術検定制度があります。

その二は、建設工事の請負契約の適正化です。発注人と請負人、元請負人と下請負人との間に交わされる請負契約をより公正かつ平等にすることによって、請負人、特に下請負人の保護を図ろうとするものです。具体的には、請負契約の原則の明示、契約書の記載事項の法定、一括下請負の禁止の制度などがあります。

その他、法の目的を達成するため、建設工事紛争審査会の設置、建設業者の経営事項審査制度並びに建設業者及び建設業団体に対する指導監督の制度を設けています。

このように、法は単に建設業者に対して指導監督を行うだけでなく、積極的に指導育成し、建設業の健全な発達を促進することを目指しています。

そして、公共の福祉の増進に寄与することを最終目的としています。

3 法に出てくる用語 《法第 2 条》

法にたびたび出てくる主な用語は、①～⑦のとおりです。

① 「建設工事」とは	土木建築に関する工事で建設業法別表第 1 上欄(p46～55 の見開きページ最左欄参照)に掲げる 29 の種類をいいます。土木建築に関する工事とは、土木工事、建築工事のほか設備工事も対象となっています。						
② 「建設業」とは	元請、下請、孫請その他、どのような名義を使っているかには関係なく、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。 請け負うとは、請負人がある仕事を完成することを約することを、営業とは、利益を得る目的で反復継続的に行うことをいいます。						
③ 「建設業者」及び「建設業を営む者」とは	法第3条第1項の許可を受けて、建設業を営む者をいいます。 建設業を営む者とは、許可を受けている、許可を受けていないを問わず、全ての建設業を営む者をいいます。						
	<table border="1"> <tr> <td>建設業を営む者</td> <td>建設業者(建設業許可を受けた者)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無許可業者(許可を受けなければならないのに・・・)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者</td> </tr> </table>	建設業を営む者	建設業者(建設業許可を受けた者)		無許可業者(許可を受けなければならないのに・・・)		軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者
建設業を営む者	建設業者(建設業許可を受けた者)						
	無許可業者(許可を受けなければならないのに・・・)						
	軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者						
④「下請契約」とは	建設工事を他の者から請け負った建設業者が、他の建設業を営む者との間で、請け負った建設工事の全部または一部について締結される請負契約をいいます。(下請契約は下表の  部分を指します。)						
⑤「発注者」とは	建設工事の最初の注文者をいいます。						
⑥「元請負人」とは	下請契約における注文者で、建設業者であるものをいいます。						
⑦「下請負人」とは	下請契約における請負人をいいます。						

通 称	発注者(施主)	元請業者	一次下請	二次下請	三次下請
建設業法上	⑤発注者	⑥元請負人	⑦下請負人 ⑥元請負人	⑦下請負人 ⑥元請負人	⑦下請負人

●【例示】「建設工事」に該当しないもの → これらは、兼業に該当します(建設業の完成工事高に含めることができません。注意してください。)

除草、草刈、伐採、樹木の剪定、庭木の管理、造林、除雪、融雪剤散布、測量、設計、地質調査、調査目的のボーリング、保守点検、保守・点検・管理業務等の委託業務、清掃、浄化槽清掃、ボイラー洗浄、側溝清掃、造船、機械器具製造・修理、道路の維持管理、施肥等の造園管理業務、建設機械の賃貸、リース、建売住宅の販売、社屋の工事、資材の販売、物品販売、機械・資材の運搬、採石、宅地建物取引、コンサルタント、人工出し、解体工事や電気工事で生じた金属等の売却収入、JV の構成員である場合のその JV からの下請工事等 (p54 参照)

4 建設業の許可 《法第3条》

建設工事の完成を請け負うことを営業とするには、建設工事の種類に対応した業種ごとに、建設業の許可を受けなければなりません。

これは法人であるか個人事業主であるかを問わず、また元請負人であるか下請負人であるかを問わず、さらにその工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、請負として建設工事を施工する者は、許可を受けることが必要となります。

ただし、次に掲げる「軽微な建設工事」（小規模な建設工事）のみを請け負うことを営業とする者は、必ずしも建設業の許可を受ける必要はありませんが、請負契約の書面による締結等、建設業者と同様に法の対象となっています。



「軽微な建設工事」とは 《令第1条の2第1項》

「建築一式工事」の場合	「建築一式工事以外」の場合
下記の①②のいずれかに該当する建設工事 ①工事1件の請負代金の額※が、1,500万円未満の建設工事 ②延べ面積が、150㎡(45.38坪)未満の木造住宅工事	工事1件の請負代金額※が、500万円未満の建設工事

※「請負代金の額」とは、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額(以下「税込み」という。)をいいます。

・建設業法施行令等の一部改正等について 建設省経建発第93号 平成9年3月26日

○注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料提供価格が含まれない場合においては、その市場価格及び運送費を加えた額とする。《令第1条の2第3項》

【例 建築一式工事以外の場合】

請負契約代金(税込み)	420万円	
材料費(支給)(税込み)	100万円	工事費合計金額 520万円

この場合、請負契約は税込み500万円未満であるが、注文者から支給された材料費100万円を合計すると税込み520万円となり、許可が必要な建設工事となります。

○同一の建設業を営むものが工事の完成を2以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の合計額とする。《令第1条の2第2項》

○「木造」とは、建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるものをいいます。

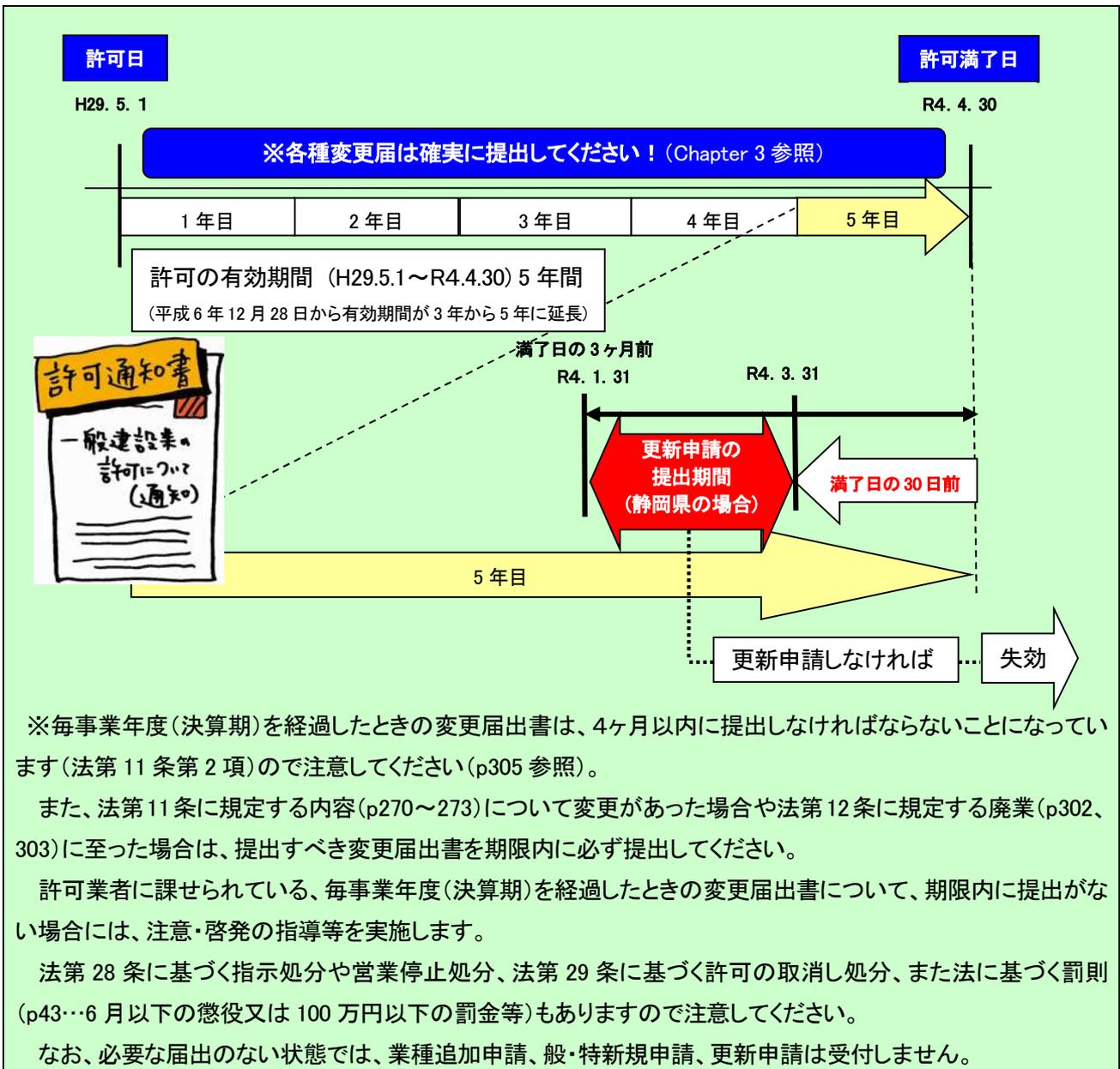
○「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいいます。

「浄化槽工事」又は「解体工事」を請け負うためには、工事1件の請負金額の額が税込み500万円未満の工事であっても、「浄化槽法に基づく登録若しくは届出」又は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく登録」が必要となります。なお、建設リサイクル法に基づく登録については、建設業者が「土木工事業」、「建築工事業」又は「解体工事業」のいずれかの許可を受けている場合は不要です。

5 許可の有効期間 《法第3条第3項》

- ・許可の有効期間は、許可日から5年間です。
- ・許可のあった日から5年目の許可があった日に対応する日の前日をもって満了します。なお、当該期間の末日が日曜日等の休日であっても、その日をもって満了します。
- ・引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間が満了する30日前までに更新の許可申請書を提出しなければなりません《規則第6条》。
- ・手続きを怠れば、期間満了とともにその効力を失い、軽微な工事を除く建設工事を請け負うことができなくなります。許可通知書には、許可の有効期間、更新申請を行う場合の書類提出期限の記載があります（p68 参照）。
- ・なお、更新の許可申請書を提出している場合は、有効期間の満了後であっても申請に対する処分（許可又は不許可）があるまでは、従前の許可は有効です（法第3条第4項）。

●許可の有効期間と更新の流れ（令和4年4月30日に許可の有効期間の満了を迎える場合）



6 大臣許可と知事許可 《法第3条第1項》

建設業の許可は、都道府県知事又は国土交通大臣が行います。



● 「国土交通大臣許可」

静岡県内及び静岡県以外に「営業所」※を設けて営業しようとする場合

● 「静岡県知事許可」

静岡県内のみ「営業所」※を設けて営業しようとする場合

知事許可、大臣許可の区分は、営業所の所在地のみによってなされる区分であり、営業する区域又は建設工事を施工する区域についての制限はありません。

● 営業所とは

建設業法上の営業所							
本店 <small>(主たる営業所)</small>	支店 <small>(従たる営業所)</small>	営業所 A <small>(従たる営業所) (支店に準ずる営業所)</small>	営業所 B <small>(従たる営業所) (支店に準ずる営業所)</small>	営業所 C <small>(従たる営業所)</small>	営業所 D <small>(従たる営業所)</small>	営業所 E <small>(従たる営業所)</small>	工事現場事務所・作業所・詰所等
建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業
・営業	・営業	・営業	・営業	・営業	・営業	・営業	
契約締結							
建設業に係る営業に実質的に関与							
・工事	・工事	・軽微な工事のみ		・工事	・軽微な工事のみ		
兼業	兼業	兼業	-	兼業	-	-	-

※営業所とは
 「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいいます。
 「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実態的な行為を行う事務所をいい、契約の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。
 また、これら以外の場合であっても、他の営業所に対して、請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合も、ここでいう営業所となります。
 ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際は建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業とは無関係な支店、営業所はもとより、建設業に関係があっても特定の目的のために置かれている工事事務所、作業所等は、ここでいう営業所には該当しません。
 「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1ヶ所の営業所をいい、通常は、本社、本店ですが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの(単なる登記上の本店等)はこれに該当しません。

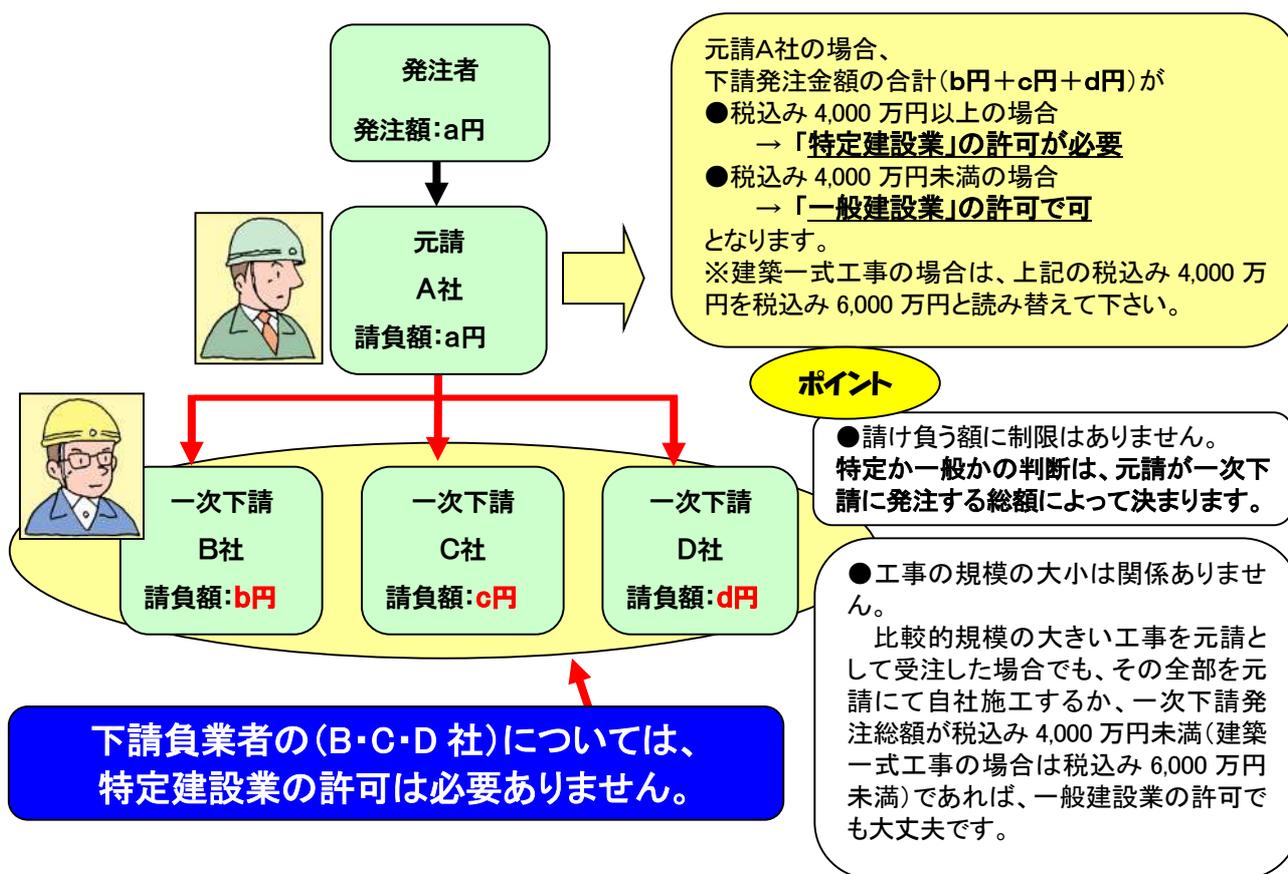
7 一般建設業許可と特定建設業許可《法第3条第1項第1号・第2号》

建設業の許可は、業種ごとに「一般建設業」又は「特定建設業」のいずれかを受けることとなります。区分は以下のとおりです。

なお、特定建設業は下請負人の保護の徹底を図るために設けられた制度であり、特定建設業の許可を受けた場合には、下請代金の支払期日、下請負人に対する指導、施工体制台帳の作成など特別の義務が課せられます（p40 参照）。

●一般建設業と特定建設業の区分

「特定建設業」許可 (法第3条第1項第2号)	発注者から直接請け負う1件の工事について、その工事の全部又は一部を、下請代金の額が税込み 4,000 万円以上※となる下請契約を締結して施工しようとする場合 ※ 建築一式工事の場合は、税込み 6,000 万円以上と読み替える 下請契約が2以上ある場合は、その合計額 消費税及び地方消費税相当額を含む 元請負人が提供する材料等の価格は含まない
「一般建設業」許可 (法第3条第1項第1号)	特定建設業の許可を受けようとする者以外の者が取得する許可



●「一次下請発注総額によっては、特定建設業の許可が必要」とした要件は、発注者から直接請け負った元請業者に対してのみ求めているものです。

一次下請負以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。

8 業種別許可 《法第3条第2項》

建設業の許可は、建設工事の種類で区分された許可業種ごとに受けなければなりません。

29の許可業種は、次の許可業種区分のとおり2つの一式工事業と27の専門工事業に区分されます。29の許可業種については、建設工事の種類別に見た内容と例示等（p46～55）を参照してください。

●許可業種区分

区分	許可業種（29業種）法第2条第1項別表第一下欄			建設工事の内容
一式工事業 (2業種)	1 土木工事業 2 建築工事業			大規模又は複雑な工事を、原則元請業者の立場で総合的にマネージメント(p16参照)する事業者向けの業種
専門工事業 (27業種)	3 大工工事業 4 左官工事業 5 とび・土工事業 6 石工事業 7 屋根工事業 8 電気工事業 9 管工事業 10 タイル・れんが・ブロック工事業 11 鋼構造物工事業	12 鉄筋工事業 13 舗装工事業 14 しゅんせつ工事業 15 板金工事業 16 ガラス工事業 17 塗装工事業 18 防水工事業 19 内装仕上工事業 20 機械器具設置工事業	21 熱絶縁工事業 22 電気通信工事業 23 造園工事業 24 さく井工事業 25 建具工事業 26 水道施設工事業 27 消防施設工事業 28 清掃施設工事業 29 解体工事業	工事の施工を行うために必要な業種

業種ごとに、一般建設業又は特定建設業のいずれか一方の許可を受けることができますが、同一業種を、営業所(例 本店・支店)ごとに、一般建設業と特定建設業の許可を別々に受けることはできません。

●業種別申請例

※本店・支店にも一級土木施工管理技士の技術者を配置し、本店・支店とも取得できる全業種を特定建設業許可で取得する場合は想定(ただし、別業種の事例として、水道施設工事業だけは一般建設業許可で取得する。)

●間違った申請 1…一般建設業 2…特定建設業 (土…許可業種区分の①土木工事業の略、以下同じ)

業種	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	略	具	水	消	清	解
本店	2				2	2					2		1					1				
支店	1				2	1					2		2					1				

同一業種を、営業所ごとに、一般建設業と特定建設業の許可を別々に受けることはできません。

●正しい申請 1…一般建設業 2…特定建設業

業種	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	略	具	水	消	清	解
本店	2				2	2					2		2					1				
支店	2				2	2					2		2					1				

土木一式工事及び建築一式工事の2つの一式工事は、他の27の専門工事とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事であり、専門工事をいわば有機的に組み合わせて建設工事を行う場合を想定しています。土木一式、建築一式工事の許可を受けても、他の27の専門工事の許可がない場合は500万円以上(税込み)の専門工事を請け負うことはできません。

例えば、建築一式工事のみの許可を受けている場合に、一棟の住宅建築工事を請け負うことはできますが、その工事内容をなす大工工事、屋根工事、内装仕上工事、電気工事、管工事、建具工事などの専門工事を単独で請け負う場合は、無許可営業となります。

●一式工事に関する告示・運用等

○建設業法第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事の内容(建設省告示第350号)

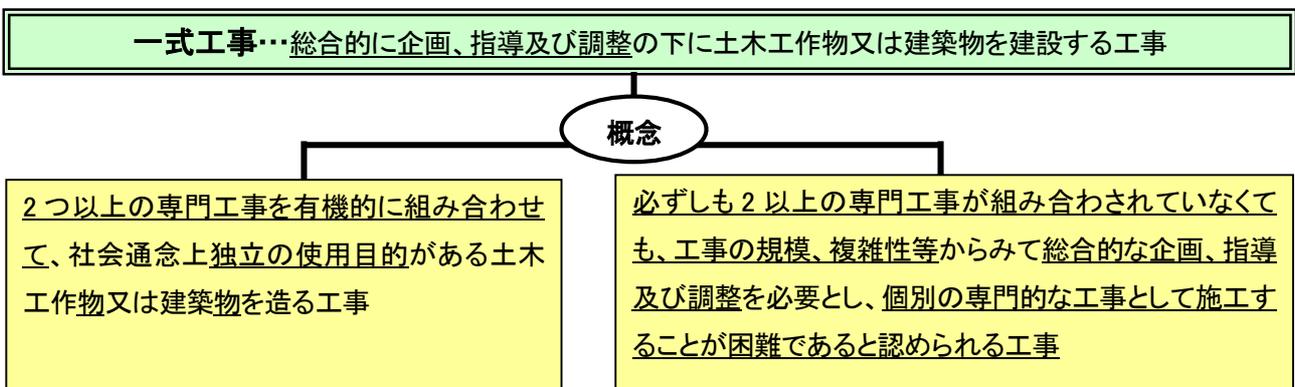
建設工事の種類	建設工事の内容
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事

※「総合的な企画、指導及び調整」について

「総合的な企画、指導及び調整」については、旧通達「一括下請負の禁止について(平成4年12月17日建設省経建発第379号)」で、「**実質的な関与**」とは、元請負人が自ら総合的に調整及び指導(①施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための②工程管理及び③安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の④品質管理、下請負人間の⑤施工の調整、下請負人に対する⑥技術指導、監督等)を行うこととされていました。

今回の通達改正「一括下請負の禁止について(平成28年10月14日国土交通省国土発第275号)」で、「総合的な企画、指導及び調整」という言葉はなくなりましたが、「**実質的な関与**」として「元請人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導を行うこと」と定義されていることから、通達の趣旨を踏まえ、「**実質的な関与**」の内容を「総合的な企画、指導及び調整」と捉えてかまわないと考えられます。

●建設業許可事務ガイドライン(平成13年4月3日国総建第97号)



ただし、許可を受けた建設業者が、その許可された業種の建設工事を請け負う場合に、その建設工事に従として附帯する他の種類の建設工事(「附帯工事」)を一体として請け負うことは、差し支えありません。

9 附帯工事 《法第4条、法第26条の2第2項》

建設業者は、建設業許可を受けた業種以外の建設工事を請け負い、施工することを禁じられています。しかしながら、建設工事の目的物は、各種専門工事の組み合わせにより施工されることが多く、これを余りに厳格に区分することは、建設取引の実情にそぐわず、かつ請負人のみならず注文者にとっても不便です。

このことから、法第4条では、建設業者が許可を受けた業種の建設工事を施工するにあたり、当該建設工事に「附帯する工事」であれば、許可を受けていない業種の建設工事であっても、これを請け負い、施工しても差し支えないという規定が定められています。

なお、法第26条の2第2項では、500万円を超える附帯工事（いわゆる軽微でない附帯工事）を施工する際にその的確な施工を確保するため、主任技術者又は主任技術者に相当する者を置いて自ら施工するか、当該専門工事の許可を受けた建設業者に請け負わせて施工させるべきとしています。

●附帯工事か否かの判断規準

建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行などを基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げなどにあたり、一連又は一体の工事として施工することが必要または相当と認められるか否かが総合的に検討されるもので、主たる工事と当該工事との工事費の多寡によって定まるものではありません。

●附帯する工事とは

主たる建設工事の施工	をするために必要な	他の従たる建設工事(で)	独立の使用目的に供されるものではないとされる工事	【例示】 ●石工事業者が石垣を築造するにあたって基礎部分の掘削やコンクリート工事を施工する場合
	をすることにより必要が生じた			【例示】 ●管工事業者が、既存の建物に冷暖房工事の配管をするにあたって、壁体をはつったり、熱絶縁工事をしたり、施工後に内装仕上工事をする場合



●施工内容 左官工事(主体)、大工工事(附帯)

モルタルの補修のための下地を修正することは大工工事に該当するが、この工事は左官の目的のための附帯工事であるため、大工工事業の許可を受けていなくても、左官工事業の許可を受けていればよい。

10 許可の申請 《法第5条》

新規に建設業の許可または許可の更新を受けようとする者は、法第5条の第1号から第6号までに掲げられている事項を記載した許可申請書を国土交通大臣または都道府県知事に提出しなければなりません。

記載事項を定めたのは、その営業を行うのに際し、最小限度の内容を明らかにするためです。

●許可申請書記載事項

商号	商号とは、商人がその営業上、自己を表示する名称のこと
営業所の名称、所在地	対外的に表示する事務所の名称、事務所の所在する場所の表示で、住居表示に関する法律の定めによる
法人	自然人以外で、権利能力を認められた者、営利・公益・中間法人
資本金額	払込資本金、出資金額、期首資本金
役員	株式会社の取締役等
支配人	営業主に代わって、営業に関する一切の裁判上または裁判以外の行為をなす権限を与えられた使用人で、原則登記のおこなわれている者
許可を受けようとする建設業	許可を受けて営業を行おうとする29の建設業の種類
他営業の種類	許可を受けようとする建設業以外で反復継続的におこなっている営業

11 許可申請書の添付書類 《法第6条》

許可申請書に添付すべき書類について、以下のとおりその種類および内容を定め、これを提出することを義務付けています。

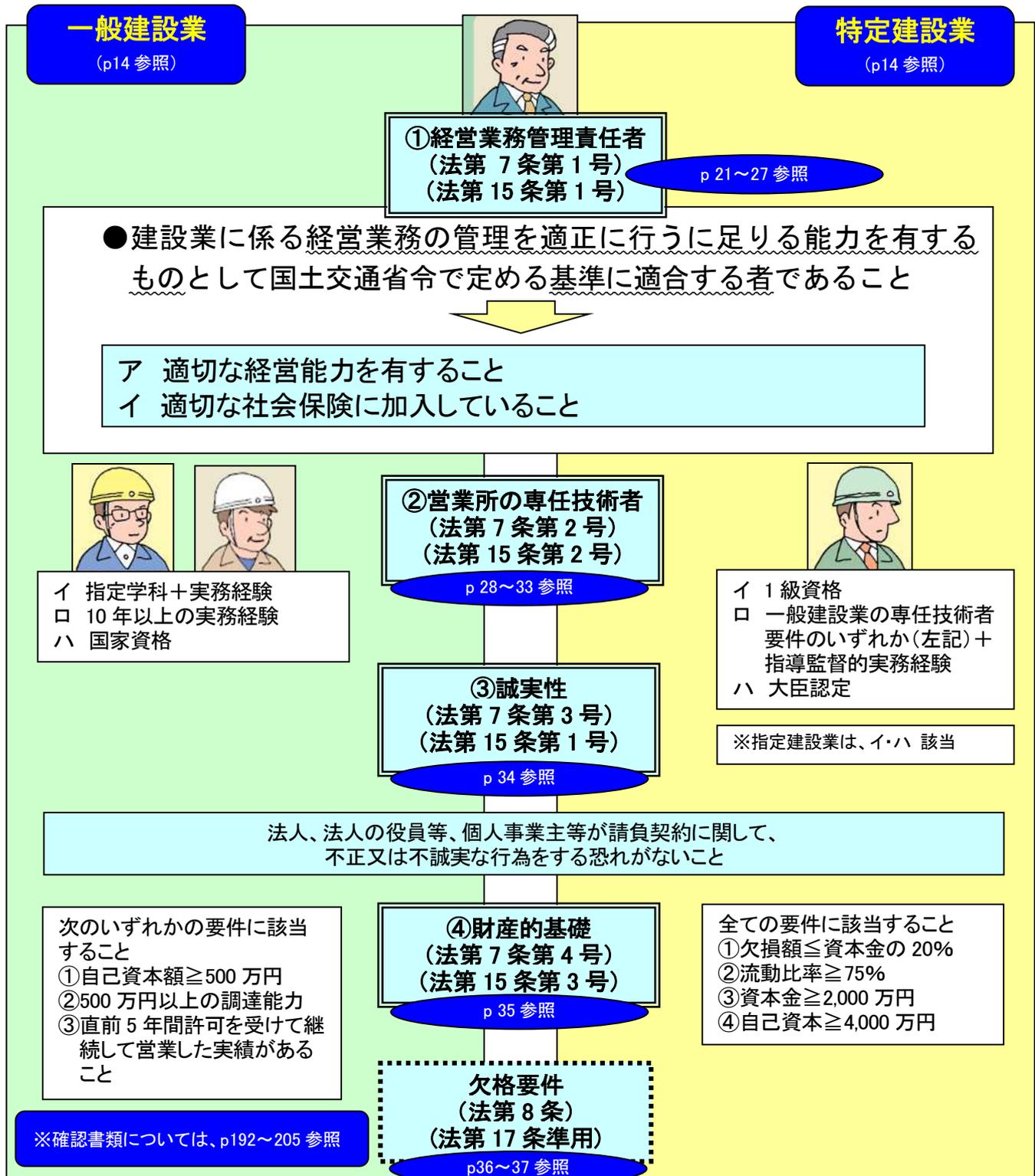
●許可申請書及び添付書類

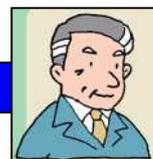
法		申請書及び添付書類		様式番号	規則	頁	
第5条	第1項	建設業許可申請書		様式第1号	第2条1号	89	
		別紙一、別紙二(1)(2)、別紙三、別紙四				92~96	
第6条	第1項	第1号	工事経歴書	様式第2号	第2条2号	97	
		第2号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	様式第3号	第2条3号	103	
		第3号	使用人数	様式第4号	第2条4号	104	
		第4号	誓約書	様式第6号	第2条6号	105	
	第1項	第5号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書		様式第7号	第3条1項	146
			別紙(常勤役員等の略歴書)				149
			常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書		様式第7号の2		150
			別紙一(常勤役員等の略歴書)				156
			別紙二(常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書)				157
		健康保険等の加入状況		様式第7号の3	106		
		専任技術者証明書(新規・変更)		様式第8号	第3条2項	158	
		卒業証明書			第3条2項1号		
		実務経験証明書		様式第9号	第3条2項2号	161	
		資格証明書			第3条2項3号		
		監理技術者資格者証の写し			第3条2項4号		
指導監督的実務経験証明書		様式第10号	第13条2項2号	164			
第6条	第1項	第6号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	様式第11号	第4条1項1号	111	
			許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	様式第12号	第4条1項3号	165	
			建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	様式第13号	第4条1項4号	166	
			登記されていないことの証明書(+医師の診断書)		第4条2項	172	
			身分証明書		第4条1項5号	173	
			株主(出資者)調書	様式第14号	第4条1項8号	167	
			貸借対照表(法人用)	様式第15号	第4条1項9号	117	
			損益計算書(法人用)	様式第16号		121	
			株主資本等変動計算書	様式第17号		124	
			注記表	様式第17号の2		127	
			附属明細表	様式第17号の3	134		
			貸借対照表(個人用)	様式第18号	第4条1項10号	138	
			損益計算書(個人用)	様式第19号		140	
			定款		第4条1項7号	142	
			登記事項証明書		第4条1項11号	168	
			支配人を設置する場合		第4条1項12号	169	
			営業の沿革	様式第20号	第4条1項13号	143	
			所属建設業者団体	様式第20号の2	第4条1項14号	144	
			主要取引金融機関名	様式第20号の3	第4条1項18号	145	
	県税納税証明書		第4条1項16号	170			
第2項	般特新規の省略のケース			第4条2項			
	許可更新の省略のケース			第4条3項			

12 許可の基準 《法第7条、法第15条》《法第8条、法第17条》

法は、軽微な建設工事となるものを除き、許可を受けずに建設工事を営業することを禁止しています。そこで許可申請者が、営業の禁止を解除されて営業ができる4つの許可基準（経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者、誠実性、財産的基礎）と欠格要件等を定めています。

●許可の4つの基準と欠格要件





12-1 経營業務の管理責任者《法第7条第1号、法第15条第1号》

令和2年10月の改正建設業法の施行に伴い、経營業務の管理責任者の要件が「経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するもの」として政令で定める者に変更になりました。政令で定める者の要件は次の2つです。

①	適切な経営能力を有すること
②	適切な社会保険に加入していること

この2つの要件の両方を満たしていないと経營業務の管理責任者になることができず、結果として許可を取得することができません。

① 適切な経営能力（建設業の経営経験）

次の（イ）または（ロ）のいずれかに該当する体制を有する場合、適正な経営能力を有するものとして認められます。

（イ）常勤役員等（法人の場合は常勤役員、個人の場合はその者又は支配人をいう）のうち一人が次のいずれかに該当すること

区分	経営能力を認める経験	（参考）法施行前の要件との比較
（イ）-1	建設業に関し、5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者	役員経験イ、ロ該当 （ロ該当は6→5年に短縮） ※執行役員経験、補佐経験を除く
（イ）-2	建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位として5年以上経營業務を管理した経験を有する者	執行役員等としての経営管理経験
（イ）-3	建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位として6年以上経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者	経營業務を補佐した経験

この場合、経験の対象となる業種は問いません。異なる業種の経験の合算を認めます。

（例1）電気工事業の経營業務経験3年1月

管工事業の経營業務経験2年2月

合計5年3月で区分（イ）-1に該当

（例2）塗装工事業の経營業務補佐経験4年8月

防水工事業の経營業務補佐経験1年9月

合計6年5月で区分（イ）-3に該当

また、（イ）-1～3で経營業務の管理責任者になった場合、経營業務の経験業種にかかわらず全ての業種の経營業務の管理責任者になることができます。

※ 例2において、塗装工事業及び防水工事業の合算した経營業務補佐経験をもって、土木工事業や電気工事業等他業種の経營業務の管理責任者になることが可能です。

なお、区分(イ)－2及び(イ)－3の経験年数について、従前と同様に(イ)－1の経験年数を合算することが可能です。

(例3) 塗装工事業の経營業務経験4年8月(区分(イ)－1)

塗装工事業の経營業務補助業務経験1年9月(区分(イ)－3)

経験年数の合計が6年5月となることで、区分(イ)－3に該当することで経營業務の管理責任者として認めることができます。

また、静岡県では建設業の役員経験、執行役員経験及び補佐経験は**常勤の者**に限り認めています。

(ロ) 常勤役員等のうち一人が次の(ロ)－1または(ロ)－2のいずれかに該当する者であつて、かつ、当該常勤役員等を直接補佐する者として、次のA、B及びCに該当する者をそれぞれ置くものであること。なお、A、B及びCは一人が複数の経験を兼ねることを可能とする(今回の改正で新たに導入)。

区 分	経営能力を認める経験	直接補佐をする者の経験
(ロ)－1	建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の建設業の役員等または役員等に次ぐ職制上の地位(財務管理、労務管理または業務運営を担当する者に限る)における経験を有する者	A: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
		B: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
		C: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の運営業務の経験を有する者
(ロ)－2	建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の役員等の経験を有する者	A: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
		B: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
		C: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の運営業務の経験を有する者

(ロ)については、自らの建設業役員経験が5年を満たしていないが、2年以上の建設業の役員経験に、他会社(他業種)の役員経験または建設業の役員等に次ぐ職制上の地位(申請する会社の財務管理、労務管理または運営業務に限る)の在籍期間を加えて5年以上になれば、申請する会社の「財務管理」、「労務管理」及び「運営管理」の経験を5年以上有する者を補佐につけることによって、経營業務の管理責任者の要件を満たすことを定めたものです。

なお、「財務管理」、「労務管理」及び「運営管理」については、次のとおりです。

業務経験名	経験の内容
財務管理	建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験
労務管理	社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験
業務運営	会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験

これらの経験は、申請者の下での勤務における経験に限られます。

(例4) 甲建設会社の総務部長（財務管理担当、職制上役員に次ぐ者）を3年3月経験
甲建設会社の常勤役員を2年4月経験

合計5年7月となり、A、B及びCに該当するものを補佐する者として置けば、(ロ)－1に該当することにより経營業務の管理責任者として認められます。

(例5) 乙食品会社の常勤役員を2年8月経験
丙建設会社の常勤役員を2年10月経験

建設業の役員経験が2年以上あり、役員としての経験が合計5年6月となることから、A、B及びCに該当するものを補佐する者として置いた場合、(ロ)－2に該当することにより経營業務の管理責任者として認められます。

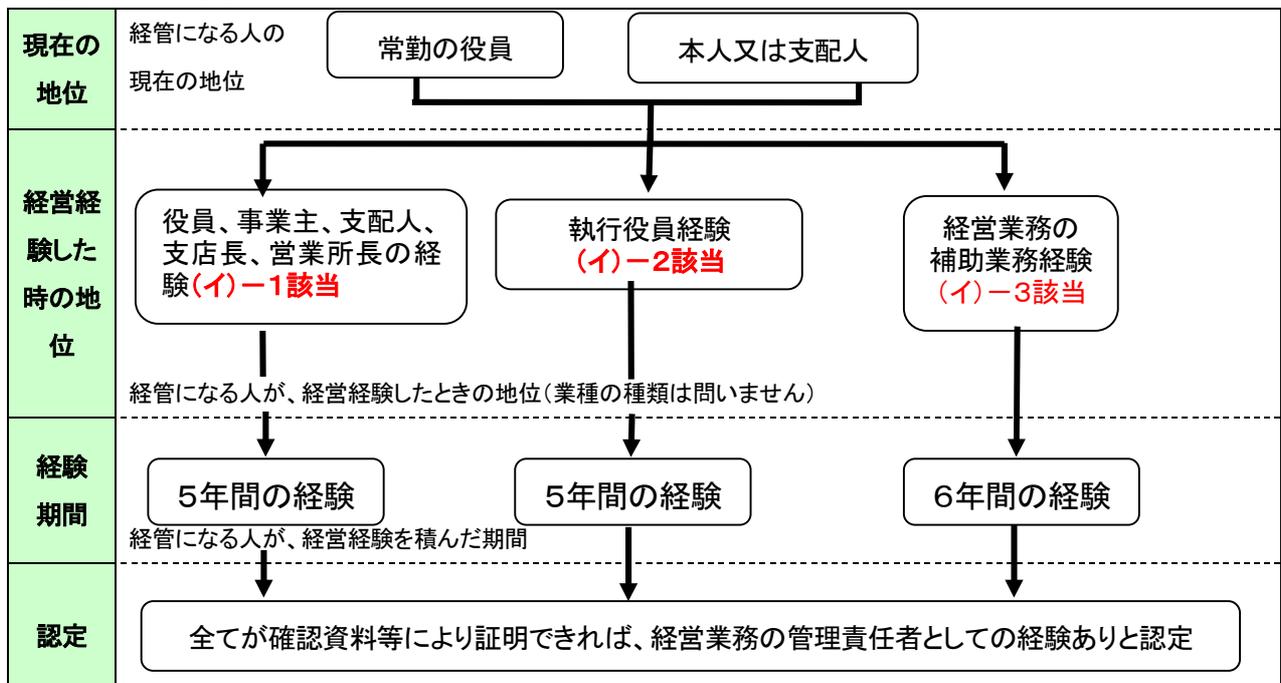
なお、補佐をする者（「財務管理」、「労務管理」及び「運営管理」の経験を5年以上有する者（P22 中段表右列のA、B、C））は、一人が複数の経験を兼ねることを認めます。

「また、各業種経験は申請者の会社による経験に限ります。また、期間が重複していることを認めます。なお、補佐をする者は常勤の者に限ります。

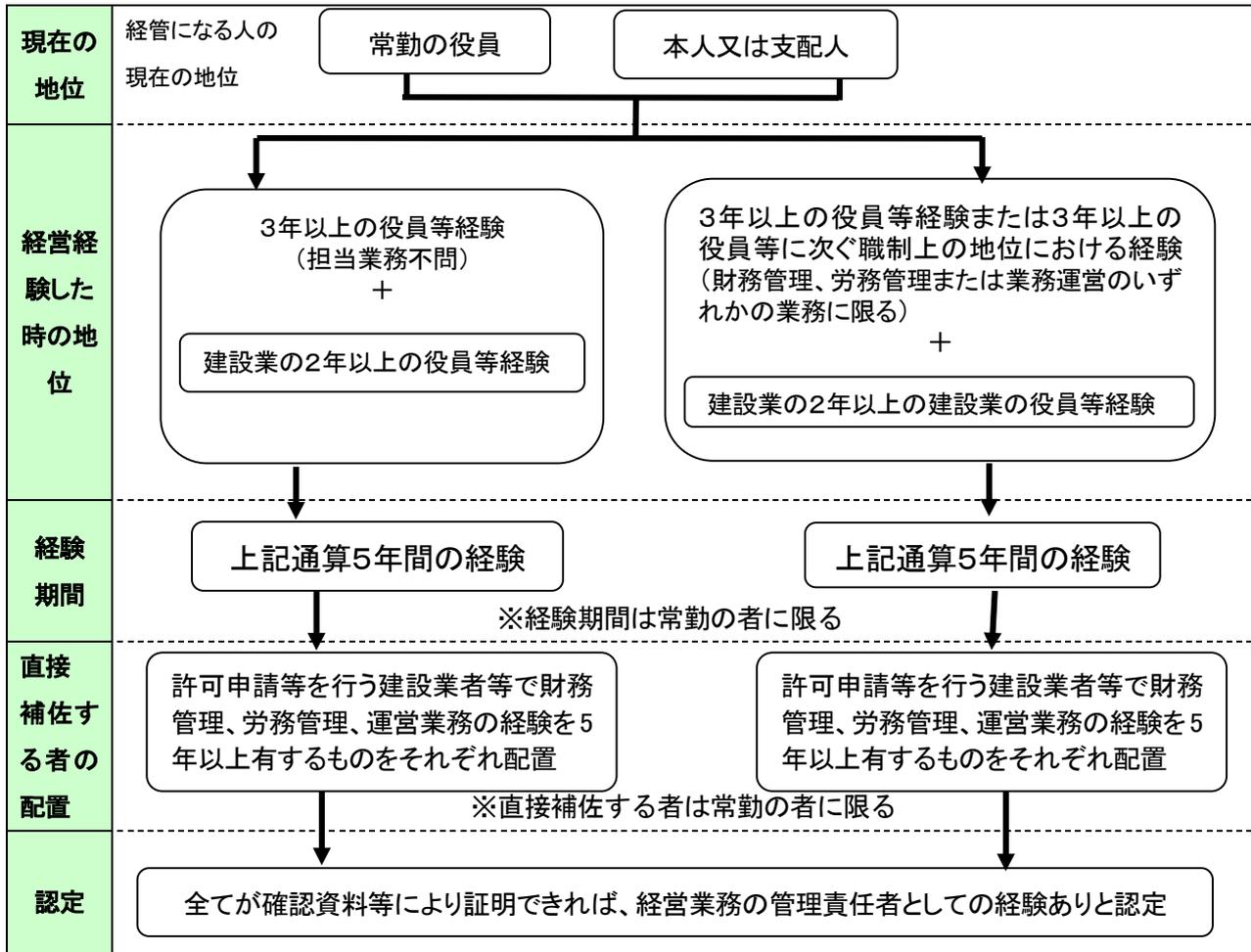
(例8) (ロ)－2の要件を満たす役員Xが、「財務管理」と「労務管理」の経験をそれぞれ5年以上を有するYと、「運営管理」の経験を5年以上有するZを直接補佐する者に置いた場合、Xは経營業務の管理責任者になることができます。

(まとめ：経營業務の管理責任者(経管)として認定されるまで)

●イ該当フロー図



●口該当フロー図



② 適切な社会保険への加入（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）

社会保険のうち、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険にそれぞれ適切に加入している者を、経營業務の管理を適切に行うに足りる能力を有する者と認めます。

このうち健康保険及び厚生年金保険は、法人及び常時5人以上の従業員を雇用している事務所が原則加入する義務があります。

また、雇用保険は法人や個人事業主で従業員を1名でも雇った場合は原則加入する義務があります。

なお、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険において、次の事例のいずれかに該当する場合は、該当する保険に加入義務が生じない「適用除外」になります。この場合、社会保険の加入義務を有しませんので、「適切な社会保険」に加入しているとみなします。

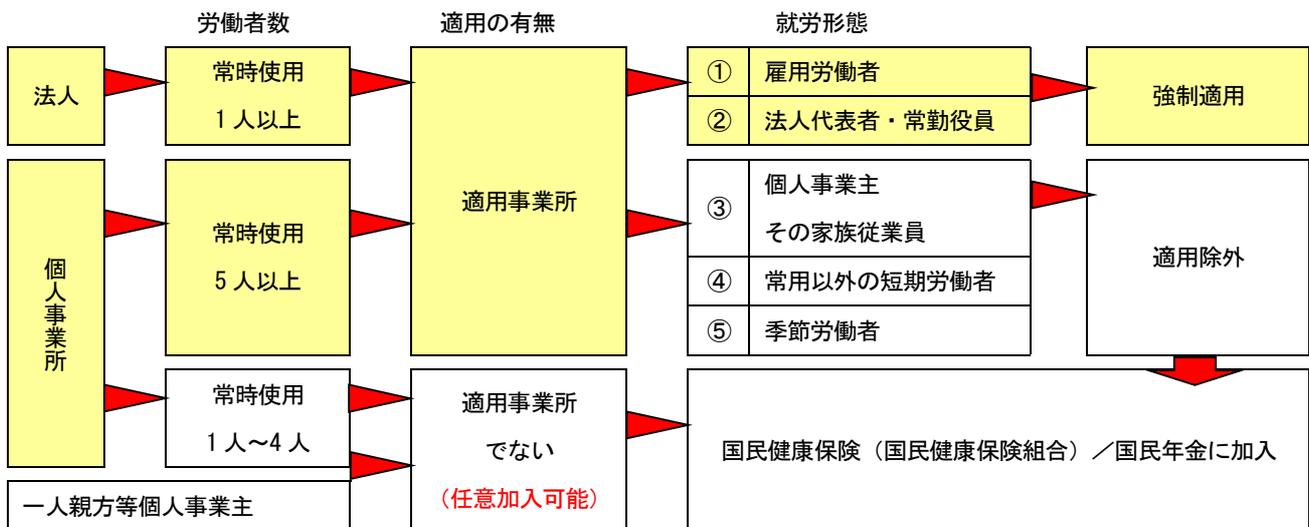
健康保険及び厚生年金保険	雇用保険
<ul style="list-style-type: none"> 常勤の雇用従業員（家族労働者を除く）が4名以下の個人事業所（短期労働者を除く） 健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けている保険団体（例：全国建設工事業国民健康保険組合、全国土木建築国民健康保険組合等）に加入している場合 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤者が役員しかいない法人（一人親方を含む。） 従業員が次の雇用形態しか該当しないもの 週の労働時間が20時間未満の者 31日以上継続して雇用する予定がない者 学生、生徒

※ 75歳以上のものについては、社会保険のうち健康保険の加入義務はありませんが、後期高齢者医療制度に加入している等適切な保険制度に加入していることを証明してください。

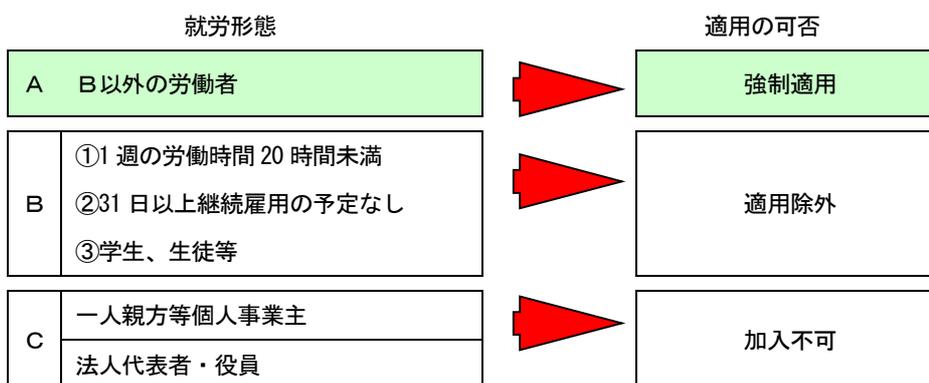
社会保険等については、加入義務のあるもの全てが加入していなければ、加入扱いになりません。なお、これらの加入は従業員本人の意思とは関係ありません。

(まとめ：適切な社会保険への加入)

●健康保険及び厚生年金保険



●雇用保険の適用について



経營業務管理責任者の確認書類は
Chapter 2 P194～198 を
社会保険の確認書類は
Chapter 2 P106～110 を
それぞれ確認してください。

●経營業務の管理責任者に関する注釈

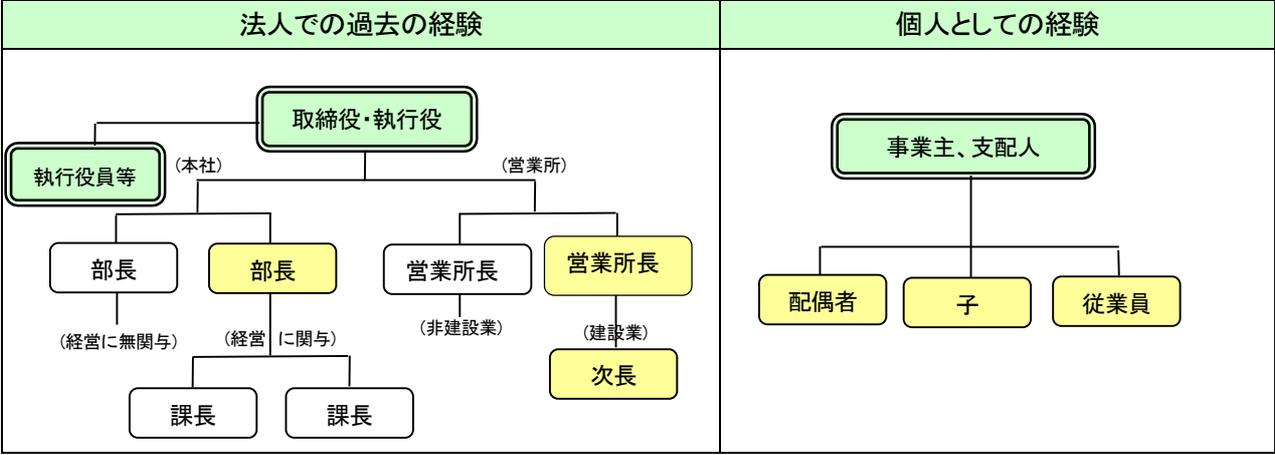
常勤の役員	<p>【法人】常勤の役員 ※(取締役、業務を執行する社員、執行役、これらに準ずるものをいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則含まれません。)</p> <p>※「常勤の役員」とは法人税確定申告書の役員報酬欄で常勤(本社、本店等において、休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している状況)の者をいいます。単に社内等の呼称である「専務」・「常務」・「支配人」に任ぜられた者は該当しません。</p> <p>建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しません。</p> <p>※・取締役…株式会社の取締役をいう(会社法第 329 条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を執行する社員…持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)の業務を執行する社員をいう。 ・執行役…指名委員会等設置会社の執行役をいう(会社法第 418 条)。 ・これらに準ずる者…法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則含まれないが、取締役、業務を執行する社員、執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については、含まれます(執行役員等については本ページ最下部を参照してください。)
支配人	<p>・支配人…営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいう(商法第 22 条)。</p>
準ずる地位	<p>法人の場合 → 役員(執行役員等は含まない)、営業所長・支店長等に次ぐ職制上の地位にあるもの</p> <p>個人の場合 → 事業主、支配人に次ぐ職制上の地位にあり、かつ、確定申告の際に「専従者」又は「給与賃金欄に従業員」として税務署に届出られているもので、原則として事業主、支配人に次ぐ所得を得ているもの</p>
補助経験	<p>許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達・技術者の配置・下請業者との契約の締結等の経營業務に従事した経験</p> <p>法人・個人又はその両方において通算6年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わない。</p>
執行役員等	<p>取締役会設置会社において、取締役会の議決により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験のある者。なお、許可を受けようとする建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算 5 年以上である場合も、該当する。</p>

※取締役、執行役、支配人については、登記されていることが必要です。



● 経營業務の管理責任者の要件として認められる地位(役職)

 = 経營業務の管理責任者としての地位及び経験を認められる地位
 = 経營業務の管理責任者として認められる地位以外で、経營業務の管理責任者の要件に必要な経験を認められる地位



12-2 営業所の専任技術者《法第7条第2号、法第15条第2号》

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要になります。請負契約に関する見積り、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所には許可を受けようとする業種ごとに建設業に関する国家資格や実務経験を有する技術者を専任※で配置することが必要です。



※「専任」とは…

その営業所に常勤して専らその職務に従事することをいいます。従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保しなければなりません。

●次のような者は、原則「専任」とは認められません。

- ・技術者の住所が営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能である者
- ・他の営業所において、専任を要する職務を行っている者
- ・建築事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者(ただし、同一法人で同一営業所である場合は、兼ねることができます。)
- ・最低賃金法に基づく静岡県の地域別最低賃金(月額 12 万円を目安とします p201 参照)以下の者 など

許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。営業所の専任技術者となり得る技術資格要件は下表及び p29 のフロー図のとおりです。

●営業所の専任技術者の資格要件(表)

一般建設業の専任技術者となり得る 技術者資格要件	特定建設業の専任技術者となり得る 技術者資格要件
 <p>①一定の国家資格等【注1】を有する者</p> <p>②許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、下記の実務経験【注2】を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学卒業後 3年以上 ・専門学校(「高度専門士取得」)卒業後 3年以上 ・高等専門学校卒業後 3年以上 ・専門学校(「専門士」取得)卒業後 3年以上 ・高等学校卒業後 5年以上 ・専門学校(専門学校専門課程終了)卒業後 5年以上 ・上記以外の学歴の場合 10年以上 <p>いずれも 指定学科卒業で あること【注3】</p> <p>・複数業種について一定以上の実務経験を有する者【注4】</p>	<p>④一定の国家資格等【注1】を有する者</p> <p>⑤一般建設業の専任技術者となり得る要件(左記①～③のいずれか)を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請負、その請負代金の額が税込み 4,500 万円以上【注6】であるものについて 2 年以上の指導監督的な実務経験【注7】を有する者 ただし、指定建設業【注8】は除きます。</p> 
<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での工事の実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け、一般建設業の営業所の専任技術者となり得る者としてその認定を受けた者 	<p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での工事の実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け、特定建設業の営業所の専任技術者となり得る者としてその認定を受けた者 ・指定建設業【注8】に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者【注9】

【注1】営業所の専任技術者となり得る国家資格等一覧 (p61～63 参照)

- ・2以上の業種の許可を申請する場合、営業所の専任技術者となり得る国家資格等一覧のそれぞれの基準を満たす者がいるときは、同一営業所内であれば当該業種の「専任技術者」を兼ねることができます。
- ・「経營業務の管理責任者」と「専任技術者」との双方の基準を満たしている者は、同一営業所内において、両者を1人で兼ねることができます。

【注2】実務経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、(技術者として)土工及びその見習いに従事した経験も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《ガイドライン》

- ・実務経験で、2業種以上申請する場合は、1業種ごとに10年以上の経験が必要です。期間を重ねることはできません(2業種を申請する場合は20年以上必要です。)(p161参照)。

【注3】指定学科とは、規則第1条で規定されている学科で建設業の業種ごとに指定されているものです (p58参照)。

【注4】実務経験要件の緩和(異なる業種間での実務経験の振替え)は、p191を参照してください。

【注5】国土交通大臣の個別審査は、国土交通省土地・建設産業局 建設業課(03-5253-8111)にお問い合わせ下さい。

【注6】以下についても、税込み4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。

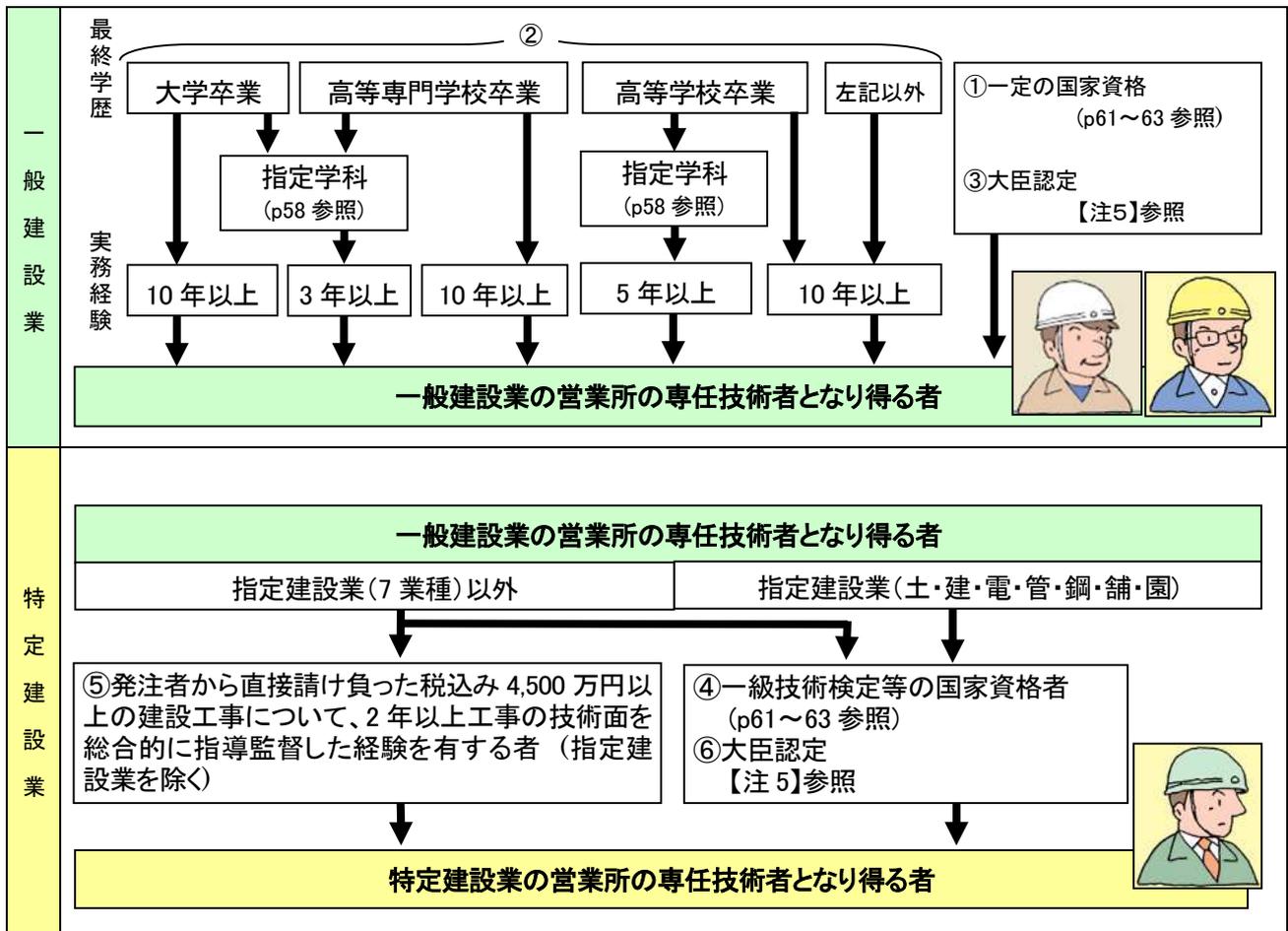
- ・昭和59年10月1日前に請負代金の額が税込み1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
- ・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額税込み3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

【注7】指導監督的な実務の経験とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。《ガイドライン》

【注8】指定建設業とは、施工技術の総合性、施工技術の普及状況、その他の事情を勘案して定められた業種で、現在、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の計7業種が定められています(令第5条の2)。

【注9】この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置として行われたものですので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。

●営業所の専任技術者の資格要件(フロー図: 専門学校卒業については省略)



●学校教育法第1条の分類による専任技術者の要件

	大学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業(p58 参照) + 実務経験 3 年
	短期大学		
	高等専門学校	学科、専攻科	
	専門学校	高度専門士課程 専門士課程 専修学校専門課程	
高等学校	全日制、定時制、通信制、専攻科、別科	指定学科卒業(p58 参照) + 実務経験 5 年	
中等教育学校	平成 10 年学校教育法の改正により創設された 中高一貫教育の学校		

※専修学校、各種学校は含まれません。

●国家資格等 (p61～63 参照)《規則第7条の3第2号》

根拠法	資格者証等 (資格等取得後に必要な実務経験年数)	
建設業法	(技術検定)	1 級・2 級
建築士法	(建築士試験)	1 級・2 級・木造
技術士法	(技術士試験)	
電気工事法	(電気工事士試験)	第一種・第二種(3 年)
電気事業法	(電気主任技術者国家試験等)	第一種～第三種(5 年)
電気通信事業法	(電気通信主任技術者試験)	(5 年)
水道法	(給水装置工事主任技術者)	(1 年)
消防法	(消防設備士試験)	甲種・乙種
職業能力開発促進法	(技能検定)	1 級・2 級(3 年)
その他	(地すべり防止工事試験)	(1 年)
	(建築設備士)	(1 年)
	(計装士技術審査)	(1 年)
	(登録解体工事試験)	

●建設業法の規定に基づく技術検定

番号

1 級技術検定合格証明書

本籍
氏名
昭和 年 月 日生

建設業法の規定に基づく平成18年度土木
施工管理に関する 1 級の技術検定に合格し
たことを証し、1 級土木施工管理技士と称す
ることを認める。

平成 年 月 日

国土交通大臣



番号

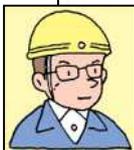
2 級技術検定合格証明書

本籍
氏名
昭和 年 月 日生

建設業法の規定に基づく平成12年度土木
施工管理に関する 2 級の技術検定に合格し
たことを証し、2 級土木施工管理技士と称す
ることを認める。

平成 年 月 日

国土交通大臣



●大臣認定

番号

認 定 書

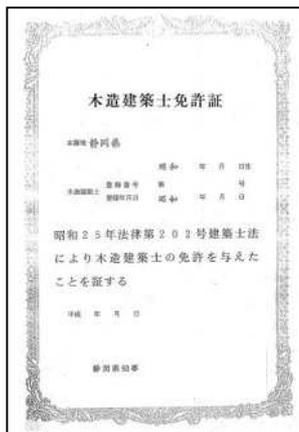
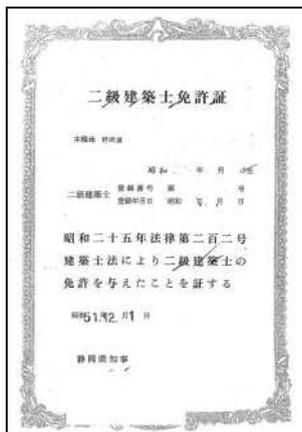
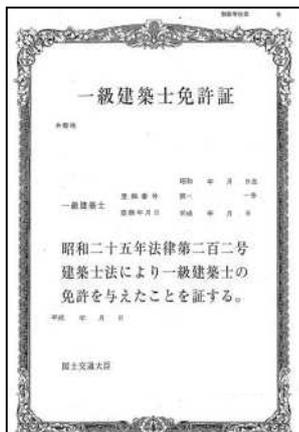
本籍
氏名
生年月日

上記の者を、土木工事業に関し建設業法
第15条第2号イに掲げる者と同等以上の
能力を有するものとして認定する。
ただし、認定は平成 年 月 日
まで有効とする。

平成 年 月 日

建設大臣

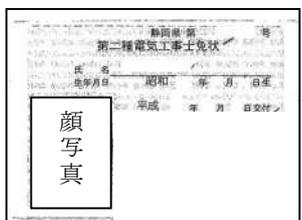
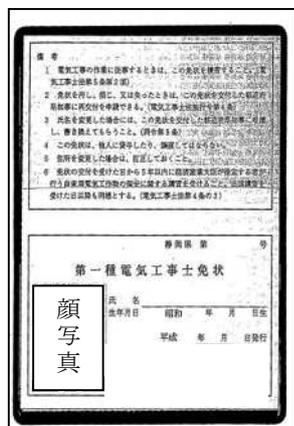
●建築士法



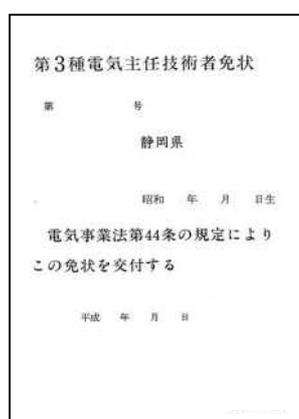
●建築士法



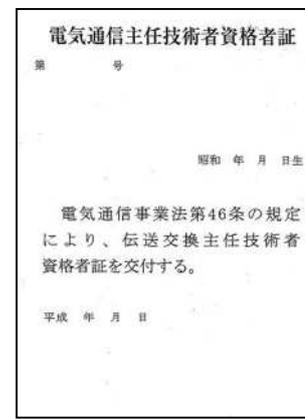
●電気工事法



●電気事業法



●電気通信事業法



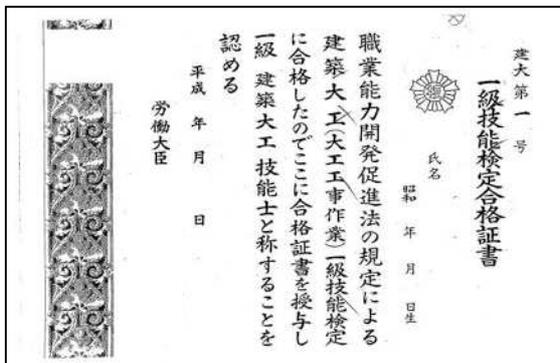
●水道法



●消防法



●職業能力開発促進法



●その他



●営業所・工事現場に配置しなければならない技術者について

一般建設業 29業種	特定建設業 29業種																												
	税込み 4,000 万円以上(建築工事業にあっては、税込み 6,000 万円以上)を下請に出して施工できる																												
業種は 特定建設 業と同じ	大工工事業	左官工事業	とび・土工工事業	石工事業	屋根工事業	タイル・レンガ・ブロック工事業	鉄筋工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業	ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業	内装仕上工事業	機械器具設置工事業	熱絶縁工事業	電気通信工事業	さく井工事業	建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業	清掃施設工事業	解体工事業	土木工事業	建築工事業	電気工事業	管工事業	鋼構造物工事業	舗装工事業	造園工事業
	指定以外の特定建設業													指定建設業(7業種) (特定建設業のうち総合的な施工技術を要するもの等で政令で指定されたもの)															

営業所に配置しなければならない技術者

<p>法第7条第2号のイ、ロ、ハのいずれかに該当する者</p> <p>イ 学歴と実務経験を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校の指定学科卒業後5年以上(専修学校専門課程卒を含む) ・大学・高専の指定学科卒業後3年以上の者(高度専門士、専門士取得者を除く) <p>ロ 実務経験10年以上の者</p> <p>ハ 国土交通大臣がイまたはロと同等以上の知識及び技術または技能を有するものと認定した者</p> <p>上記ハに該当するものは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①1・2級施工管理技士 ②技術士 ③1・2級・木造建築士 ④1・2級技能士 (2級は合格後3年の経験要) ⑤1~3種電気主任技術者 (免状の交付後5年の経験要) ⑥1・2種電気工事士 (2種は免状の交付後3年の経験要) ⑦甲・乙種消防設備士 ⑧給水装置工事主任技術者 (免状交付後1年の経験要) ⑨建築設備士 (資格取得後1年の経験要) ⑩地すべり防止工事士 (登録後1年の経験要) ⑪1級計装士 (合格後1年の経験要) ⑫解体工事施工技士 <p>※ただし、国家資格は許可業種により指定を受ける</p> <p>⑬高度専門士、専門士取得者</p>	<p>法第15条第2号のイ、ロ、ハのいずれかに該当する者</p> <p>イ 法に基づく技術検定その他の法令の規定による試験で国土交通大臣が定めるものに合格した者、または他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者</p> <p>ロ 法第7条第2号のイ、ロ、ハのいずれかに該当し、発注者から直接請け負った税込み4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的実務経験を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣がイまたはロと同等以上の能力を有するものと認定した者</p> <p>上記イ、ロ、ハに該当するものは、</p> <p>イ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①1級施工管理技士 ②1級建築士 ③技術士 <p>ロ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①2級施工管理技士 ②2級建築士 ③木造建築士 ④1・2級技能士 (2級は合格後3年の経験要) ⑤甲・乙種消防設備士 ⑥地すべり防止工事士 (登録後1年の経験要) ⑦高校の指定学科卒業後5年以上の実務経験を有する者 ⑧大学・高専の指定学科卒業後3年以上の実務経験を有する者 ⑨実務経験10年以上の者 <p>上記①~⑨のいずれかに該当し、発注者から直接請け負った税込み4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的実務経験を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣が上記のものと同様以上と認定した者</p> <p>※国家資格は許可業種により指定を受ける</p>	<p>法第15条第2号のイ又はハの規定により国土交通大臣がイと同等以上の能力を有するものと認定した者</p> <p>イ 法に基づく技術検定その他の法令の規定による試験で国土交通大臣が定めるものに合格した者、または他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者</p> <p>ハ 国土交通大臣がイと同等以上の能力を有するものと認定した者</p> <p>上記イ、ハに該当する国家資格者は、</p> <p>イ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①1級施工管理技士 ②1級建築士 ③技術士 <p>ハ 大臣認定技術者</p>
--	--	---

次ページへ

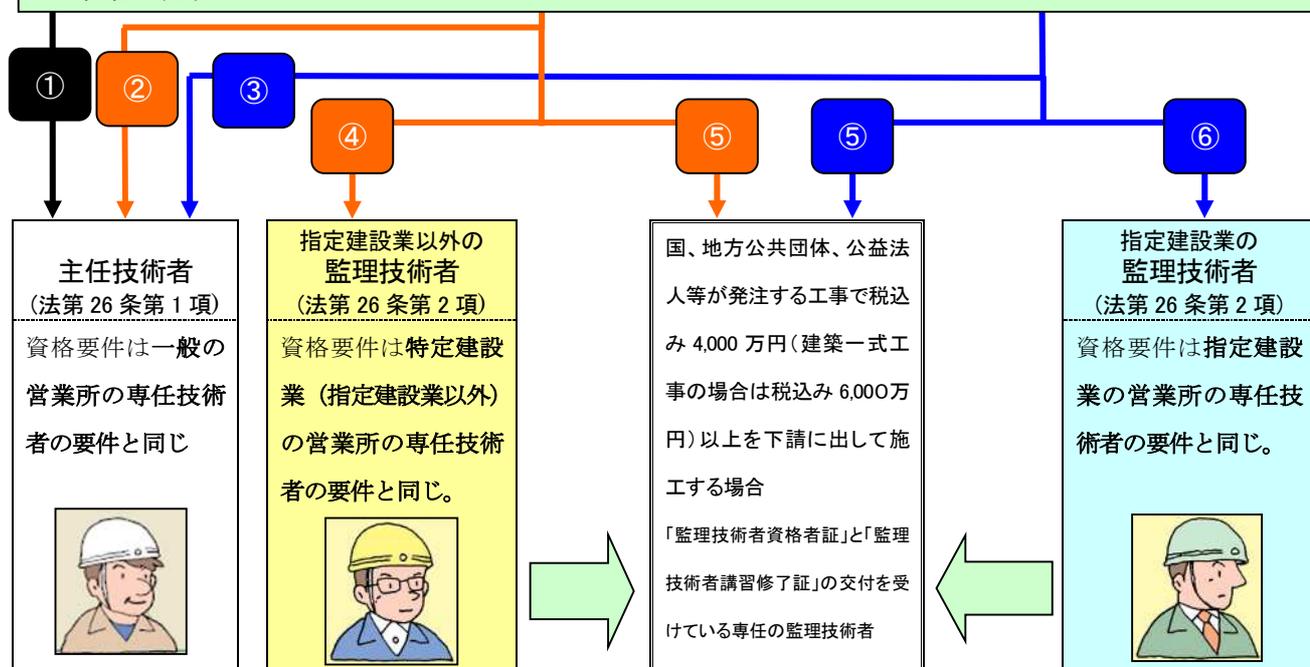
工事現場に配置しなければならない技術者 (p55 余白参照)

建設業者が建設工事を施工する場合、工事現場における「施工の技術上の監理をつかさどる者」として「主任技術者」(一般建設業の営業所の専任技術者と同じ要件)を置かなければならない(法第 26 条第 1 項)。

また、特定建設業者が、元請となった工事で税込み 4,000 万円(建築一式工事の場合は税込み 6,000 万円)以上となる下請契約を締結して施工する場合には「主任技術者」に代えて「監理技術者」(特定建設業の営業所の専任の技術者と同じ要件)を現場に置かなければならない(法第 26 条第 2 項)。

この「主任技術者」または「監理技術者」は、「公共性のある工作物に関する重要な工事」で工事 1 件の請負代金が税込み 3,500 万円(建築一式工事の場合は税込み 7,000 万円)以上の場合、現場ごとに専任で配置されることが義務付けられている(法第 26 条第 3 項)。

さらに、国・地方公共団体等が発注する工事の元請となった特定建設業者が置く「監理技術者」は、「監理技術者資格者証」の交付を受け、かつ「監理技術者講習」を受講した者を配置することが義務付けられている(法第 26 条第 1 項)。



- ① 元請の場合、下請への発注額は税込み 4,000 万円(建築一式工事の場合は税込み 6,000 万円)未満に限る
- ② 特定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b 下請として請け負った場合、c 下請への発注額が税込み 4,000 万円未満の場合
- ③ 指定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b 下請として請け負った場合、c 下請への発注額が税込み 4,000 万円(建築一式工事の場合は税込み 6,000 万円)未満の場合
- ④ 税込み 4,000 万円以上を下請に出して施工する場合
- ⑤ ⑤ 国、地方公共団体、公益法人等が発注する工事で税込み 4,000 万円(建築工事業の場合は税込み 6,000 万円)以上を下請に出して施工する場合
- ⑥ 税込み 4,000 万円(建築工事一式の場合は税込み 6,000 万円)以上を下請に出して施工する場合

※出向者でも営業所の専任技術者になれますが、現場の配置技術者には原則としてなれません。

《監理技術者制度運用マニュアルについて(令和2年9月30日国不建第130号)》



12-3 誠実性 《法第7条第3号、法第15条第1号》

建設業の営業は、他の一般産業の営業と異なり注文生産であるため、その取引の開始から終了までに長い期日を要すること、また前払いなどによる金銭の授受が、習慣化していること等により、いわば信用を前提として行われるものであって、請負契約の締結やその履行に際して不正又は不誠実な行為をするような者に営業を認めることはできません。

このことから、建設業許可の対象となる者が、法人である場合においては、当該法人又は役員等（非常勤も含む）若しくは令第3条に規定する使用人が、個人である場合においては、本人又は令第3条に規定する使用人が、請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

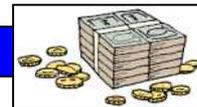
●不正な行為と不誠実な行為

- 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際の詐欺、脅迫等法律に違反する行為をいいます。
 ・たとえば、詐欺、脅迫、横領、文書偽造などの法律に違反する行為を行うこと
- 「不誠実な行為」とは、請負契約に違反する行為をいいます。
 ・たとえば、工事内容や工期、天災等不可抗力による損害の負担等請負契約に違反する行為
- 申請者が法人である場合において当該法人の非常勤役員を含む役員等及び営業所の代表者（令第3条の使用人）が、申請者が個人である場合においてその者及び使用人（令第3条の使用人）が、次に該当する場合は誠実性を満たさないものとして取り扱います（誠実性を満たさないものの例）。
 ・「建築士法」（昭和25年法律第202号）、「宅地建物取引業法」（昭和27年法律第176号）等の規定により、不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者
- 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者について、「不正な行為」又は「不誠実な行為」に該当する行為をした事実が確知された場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱います。

●役員等

- 「役員等」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいいます。《法第5条第3号》
- 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいいます。
- 「取締役」とは、株式会社の取締役をいいます。
- 「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいいます。
- 「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事等は原則含まれませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位であって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員を含みます。
- 「相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者」とは、少なくとも相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）、その他、名称役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者をいいます。
- 「役員等」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。《以上ガイドライン》

12-4 財産的基礎等 《法第7条第4号、法第15条第3号》



倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足りる以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。

この基準に適しているかどうかの判断は、原則既存の企業にあつては、申請時の直前の決算期における財務諸表（貸借対照表）により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表（貸借対照表）により判断します。

●財産的基礎等

一般建設業	特定建設業
次のいずれかに該当すること	次のすべての要件に該当すること
① 自己資本の額が500万円以上である者	① 欠損の額が資本金の20%を超えないこと
② 500万円以上の資金調達能力がある者	② 流動比率が75%以上であること
③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者	③ 資本金の額が2,000万円以上あること
	④ 自己資本の額が4,000万円以上あること



「自己資本」とは

- ・法人の場合、貸借対照表における純資産合計の額をいいます。
- ・個人の場合、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

「500万円以上の資金を調達する能力」とは

- ・担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について融資を受けられる能力があることをいいます。具体的には、取引金融機関の融資証明書又は残高証明書により確認します。

「欠損の額」とは

- ・法人の場合、貸借対照表の繰越利益剰余金がマイナスである場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額をいいます。
- ・個人の場合、事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

法人	繰越利益剰余金の負の額－(資本剰余金＋利益準備金＋その他の利益剰余金) ≤ 0.2 × 資本金 * 繰越利益剰余金が正の額の場合は、欠損額なし。
個人	事業主損失－(事業主借勘定－事業主貸勘定＋準備金) ≤ 0.2 × 期首資本金 わかりやすく言うと、最終の決算日の貸借対照表(12/31)の資産合計－負債合計＝自己資本

「流動比率」とは

- ・流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいいます。

法人・個人	流動資産合計 ÷ 流動負債合計 × 100 ≥ 75%
-------	-----------------------------

「資本金」とは

- ・法人の場合、株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいいます。
- ・個人の場合、期首資本金をいいます。



12-5 欠格要件及び拒否事由《法第8条、法第17条》

許可を受けようとする者が以下の①又は②に該当する場合は、許可を受けることが出来ません。

- ①許可申請書又はその添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合（窓口・内部審査で確認）
- ②建設業者として、適性を期待し得ないと考えられる、以下のいずれかの事項に該当するもの（許可行政庁が書面審査の他、地方検察庁・県警・市町村へ照会し確認）

●欠格要件

No	内容	新規	更新	確認等
①	成年被後見人【注1】、被保佐人【注2】、破産者で復権を得ないもの【注3】(医師の診断書の提出があった者を除く【注4】)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	身分証明書等による確認
②	不正手段による許可の取得、営業停止処分を無視した営業により許可の取消処分を受け、5年を経過しない者	<input checked="" type="checkbox"/>		許可行政庁把握
③	取消処分に係る聴聞の通知があった日以降、廃業届出をした者で、その届出の日から5年を経過しないもの	<input checked="" type="checkbox"/>		
④	③の届出をした法人の役員等や使用人、個人の使用人であった者で、その届出の日から5年を経過しないもの	<input checked="" type="checkbox"/>		
⑤	営業停止期間が経過しない者	<input checked="" type="checkbox"/>		
⑥	許可を受けようとする建設業について、営業禁止期間中の者	<input checked="" type="checkbox"/>		
⑦	禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日【注5】から5年を経過しない者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	様式第6号誓約書 + ・検察 ・県警 ・市町村照会
⑧	建設業法又は一定の法令の規定【注6】に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑨	暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑩	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～⑨・⑪(法人である場合においては、その役員が①～④)のひとつに該当する場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑪	法人の役員等・使用人の中で、①～④、⑥～⑨に該当する場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑫	個人の使用人の中で、①～④、⑥～⑨に該当する場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑬	暴力団員等がその事業活動を支配する者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

27年4月から
実施

新規欄の…新規申請時の確認事項 更新欄の…更新申請時の確認事項

※ ①～④、⑥～⑧については、役員等、支配人、営業所の長に該当者がいる場合を含む(法第7条第1号口該当)。

【注1】成年被後見人とは

自分の行為の結果を合理的に判断する能力のない状況にあるため、本人・配偶者・いとこまでの親族などの請求で、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者(民法第7条)

【注2】被保佐人とは

自分の行為の結果を合理的に判断する能力の弱い者で、本人・配偶者・いとこまでの親族などの請求によって、家庭裁判所からその宣告(審判)をされた者(民法第11条)

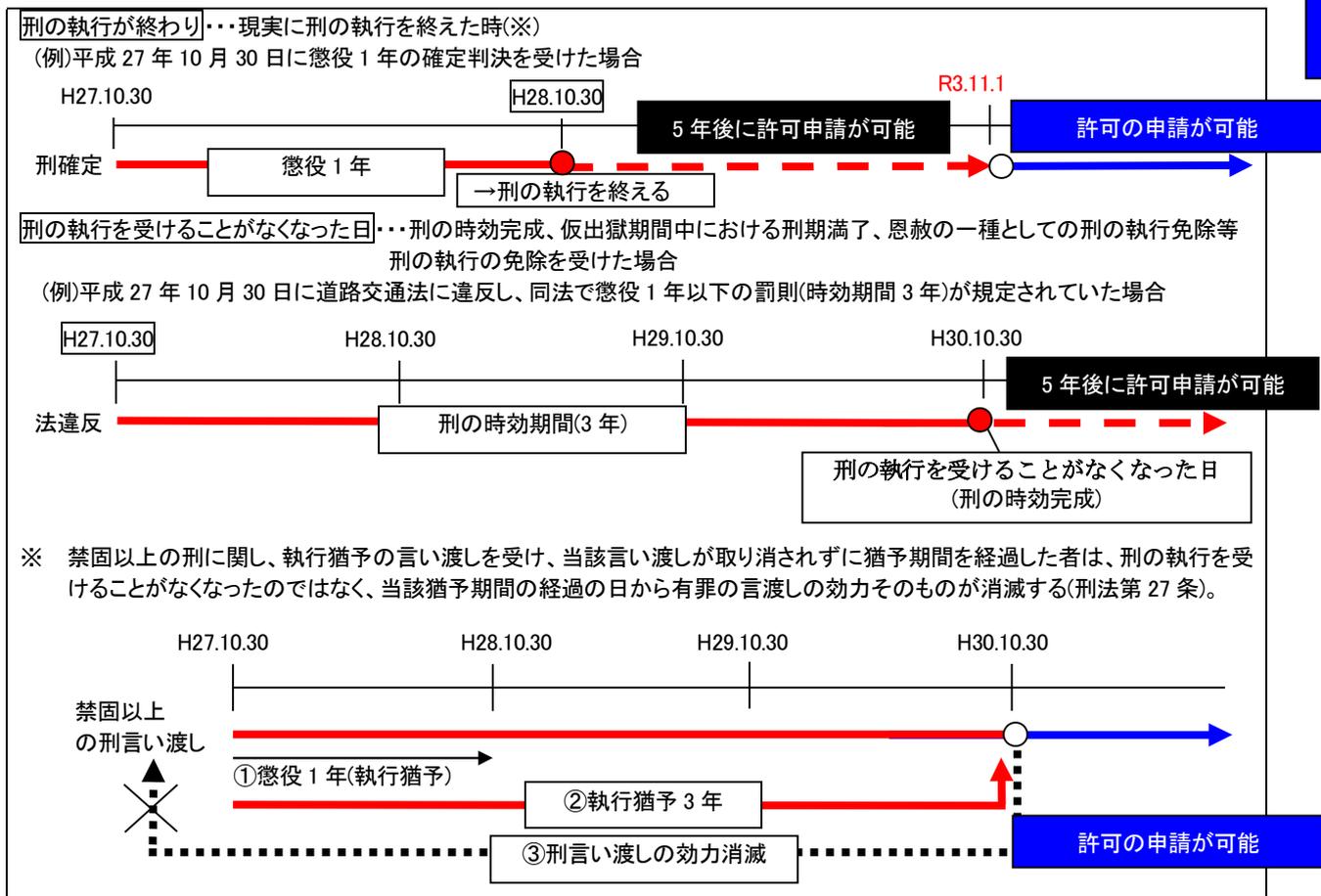
【注3】破産者で復権を得ないものとは

破産法の規定に基づき、裁判所から破産手続開始決定を受けた者であって、いまだ破産法にいう復権事由に該当しないものをいう。復権には、裁判所による免責の決定が確定した場合等の当然復権と弁済等により債務の全部を免れたときに破産者の申立てに基づいて裁判所が行う決定による復権がある。本条にいう復権は、このいずれであるかを問わない。(破産法第255条・256条)

【注4】成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)、法第8条及びガイドラインにより、「契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書」があれば、欠格要件から除外されることになりました。

【注5】刑の執行が終わり、又は刑の執行を受けることがなくなったとは

現実に刑の執行を終えたとき、又は刑の時効完成、仮出獄中における刑期満了、恩赦の一種としての刑の執行免除など刑の執行の免除を受けた場合のことをいう。



【注6】一定の法令の規定とは(p500～506 参照)

《法第 8 条第 8 号》に基づく

- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)」の規定(同法第 31 条第 7 項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第 46 条、第 47 条、第 49 条又は第 50 条
- ・「刑法(明治 40 年法律第 45 号)」第 204 条(傷害罪)、第 206 条(現場助勢罪)、第 208 条(暴行罪)、第 208 条の 2(凶器準備集合罪)、第 222 条(脅迫罪)又は第 247 条(背任罪)
- ・「暴力行為等処罰に関する法律(大正 15 年法律第 60 号)」

《令第 3 条の 2》に基づく

- ・「建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)」第 9 条第 1 項又は第 10 項前段(同法第 88 条第 1 項から第 3 項まで又は第 90 条第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第 98 条
- ・「宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)」第 14 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第 26 条
- ・「都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)」第 81 条第 1 項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第 91 条
- ・「景観法(平成 16 年法律第 110 号)」第 64 条第 1 項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第 101 条
- ・「労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)」第 5 条の規定に違反した者に係る同法第 117 条(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)」以下「労働者派遣法」という。)第 44 条第 1 項(「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和 51 年法律第 33 号)」第 44 条の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第 6 条の規定に違反した者に係る同法第 118 条第 1 項
- ・「職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)」第 44 条の規定に違反した者に係る同法第 64 条
- ・「労働者派遣法」第 4 条第 1 項の規定に違反した者に係る同法第 59 条



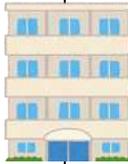
● 刑罰の種類

財産刑(財産を奪う)		自由刑(身体を奪う)			生命刑
科料	罰金	拘留	禁固	懲役	死刑
1 千円以上 1 万円未満	1 万円以上	1 日以上 30 日未満	定役を課さない 無期禁固 有期禁固	定役を課す 無期懲役 有期懲役	

12-6 許可要件のまとめ

商号・名称	静岡建設株式会社											
	許可を受けようとする業種 (特定)建築工事業 (一般)電気工事業											
本店 (主たる営業所) ・ 支店等 (従たる営業所) (p13 参照)	本店 (主たる営業所)  ・(特定)建築工事業 ・(一般)電気工事業						支店等 (従たる営業所)  ・(特定)建築工事業					
建設工事の種類	建築一式工事		電気工事		左記以外の工事		建築一式工事		電気工事		左記以外の工事	
①経営業務の管理責任者等 (経営経験等 + 適切な社会保険の加入) (p21 参照)	必要 											
支店の代表者 (令第3条の使用人) (p26 参照)	同一人物が、経営業務の管理責任者等と営業所の専任技術者の基準を満たしている場合には、同一の営業所内に限って兼務可能です。						必要 					
②営業所専任技術者の配置 (p28 参照)	必要   		必要 建築で特定・電気で一般の営業所の専任技術者になれる者が必要				必要 建築で特定の営業所の専任技術者になれる者が必要					
③誠実性 (p34 参照)	必要 経営業務の管理責任者 常勤役員・非常勤役員・顧問・相談役・株主等/個人・支配人						必要 営業所の代表者(令第3条の使用人)					
④財産的基礎 (p35 参照)	必要											
⑤欠格要件に該当しない等 (p36 参照)	必要 経営業務の管理責任者 常勤役員・非常勤役員・顧問・相談役・株主等/個人・支配人						必要 営業所の代表者(令第3条の使用人)					
営業可能な建設工事	軽微な工事	軽微な工事以外	軽微な工事	軽微な工事以外	軽微な工事	軽微な工事以外	軽微な工事	軽微な工事以外	軽微な工事	軽微な工事以外	軽微な工事	軽微な工事以外
	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	×

建設業の許可を受けた業種について、軽微な建設工事のみを行う営業所も法に規定する営業所に該当します。そのため、上記の場合は、専任技術者を配置しなければ、軽微な工事のみを行う場合であっても営業することはできません。

許可申請書類等の作成に向けて収集する基礎資料等	申請書類一覧 p82 参照
<input type="checkbox"/> 写真(外観、入口、執務室、(更新時には、外観及び許可票の掲示状況))	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第 1 号 ・定款 ・別紙二(1)(2)
	
<input type="checkbox"/> 営んでいた建設工事の種類と対応する許可業種の確認 <input type="checkbox"/> 住民票(国内に住民登録がある場合は不要。ただし、外国籍の方にあつては、国籍確認のため国籍がわかる書類の写しを提出。) <input type="checkbox"/> 常勤性確認書類(役員及び補佐者の健康保険被保険者証の写し等) <input type="checkbox"/> 役員の経営経験 法人 契約書(5～6 年分)等、登記事項全部証明書(5～6 年分) 経験期間の常勤性確認資料(厚生年金加入証明書等(5～6 年分)) 個人 契約書(5～6 年分)等、所得証明書+確定申告書(5～6 年分) ※ 契約書等による経験の確認方法については、p194 を参照 <input type="checkbox"/> 役員を補佐する者の確認書類(組織図等) <input type="checkbox"/> 健康保険(申請時直前の保険料納入に係る領収書又は納入証明書(p108 参照)) <input type="checkbox"/> 厚生年金(申請時直前の保険料納入に係る領収書又は納入証明書(p108 参照)) <input type="checkbox"/> 雇用保険(労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第7号及び別紙(イ該当に限る) ・様式第7号の2、別紙1及び別紙2(口該当に限る) ・様式第7号の3
<input type="checkbox"/> 常勤性確認資料(健康保険被保険者証の写し等) <input type="checkbox"/> 支配人の場合は、支配人登記の登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第 11 号
<input type="checkbox"/> 住民票(国内に住民登録がある場合は不要。ただし、外国籍の方にあつては、国籍確認のため国籍がわかる書類の写しを提出。) <input type="checkbox"/> 常勤性確認資料(健康保険被保険者証の写し等) <input type="checkbox"/> 技術資格等確認資料(卒業証明書 免状 監理技術者資格者証) <input type="checkbox"/> 実務経験確認資料(契約書を必要年数分) <input type="checkbox"/> 指導的実務経験確認資料(契約書の工期を2年分積み上げ) <input type="checkbox"/> 在籍確認資料(厚生年金被保険者記録回答票等)	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙四 ・様式第 8 号 ・様式第 9 号 ・様式第 10 号
	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙一
<input type="checkbox"/> 税務申告書 <input type="checkbox"/> 融資証明書又は残高証明書	<ul style="list-style-type: none"> 法人・様式第 15 号～17 号、17 号の 2、3 ・様式第 20 号の 4 個人・様式第 18 号、19 号 ・様式第 20 号の 4
<input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書 <input type="checkbox"/> 医師が作成した診断書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第 6 号 ・様式第 12 号 ・様式第 13 号 ・様式第 20 号
<input type="checkbox"/> 納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙三 ・様式第 2 号～第 4 号 ・様式第 14 号 ・様式第 20 号の 2

13 許可業者に課せられる義務

建設業許可を受けた者は、一定額以上の建設業の営業が認められますが、その反面、許可行政庁への届出等の義務が課せられます。

課せられる義務に違反した場合には、行政処分(業務改善命令、営業停止、許可の取消し)の対象となるばかりか、司法当局による逮捕、刑罰が適用されることもあります。

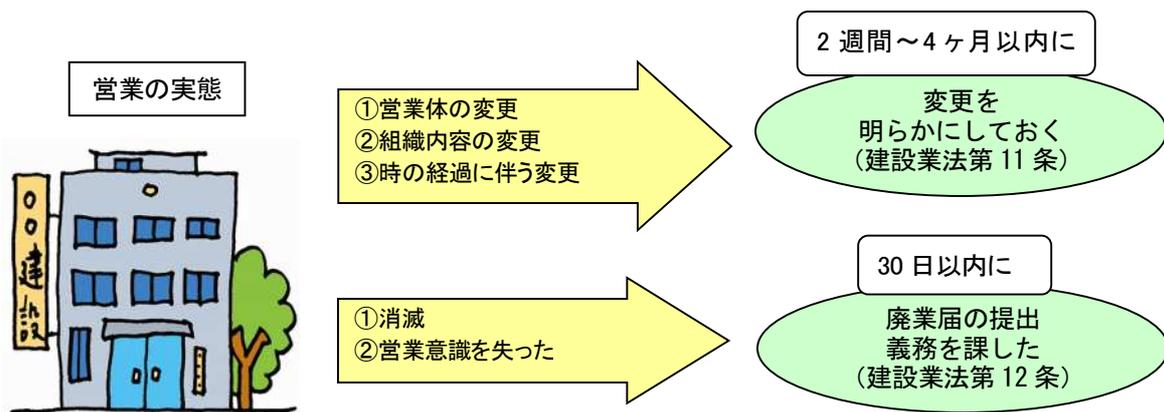
行政処分を受けた場合、処分内容等が許可行政庁のホームページで公表され、公共工事においては発注者からの指名停止、民間工事においては信用力の低下等により、場合によっては廃業せざるを得ない状況に追い込まれる可能性がありますので注意してください。

●許可業者に課せられる義務の概要

(1)許可行政庁への届出の義務《法第11条、12条》

建設業許可を受けた者は、申請事項に変更があった場合には、一定期限内に変更届出書等を許可行政庁に提出しなければなりません。

例えば、経營業務の管理責任者として届け出た者が常勤役員でなくなった場合等

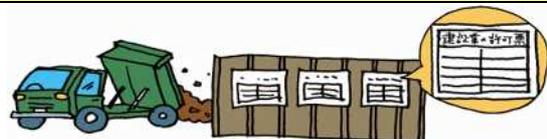


Chapter 3 参照

(2)標識の設置、帳簿の備付・保存及び営業に関する図書の保存義務

①標識の掲示《法第40条》

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事(発注者から直接請け負ったものに限る)の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲げなければなりません。



②帳簿の備え付け・保存《法第40条の3、規則第26条、第27条、第28条》

建設業の許可を受けた者は、請負契約の内容を適切に整理した帳簿を営業所ごとに備えておかねばなりません。帳簿については5年間、発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては10年間の保存義務が課せられています。

(3)契約締結に関する義務《法第19条》

着工前の書面契約の徹底、契約書面への記載事項の規定等の義務があります。また自己の取引上の地位を不当に利用して、工事原価に満たない価格で工事契約の締結を強制する行為や当該工事に使用する資材等の購入先を指定し請負人の利益を害する行為についても禁止されています。

(4) 工事現場における施工体制等に関する義務

① 工事現場への主任技術者等の配置義務 《法第 26 条》

建設業の許可を受けた者は、元請・下請の別に関わらず、全ての工事現場に主任技術者又は監理技術者(特定監理技術者を配置した場合は監理技術者補佐を含む)を配置しなければなりません。

※特定専門工事で主任技術者の配置が不要な工事を除く。

② 工事現場への主任技術者等の専任配置義務 《法第 26 条第 3 項》

個人住宅を除くほとんどの工事で、請負代金の額が税込み 3,500 万円(建築一式工事の場合は税込み 7,000 万円)以上の工事に係る主任技術者又は監理技術者は、当該工事現場に専任しなければならないが、他の工事現場との兼務ができません(請負金額、工事間の距離、発注者の承認によって例外はあります)。

③ 一括下請負の禁止 《法第 22 条、入札契約適正化法第 12 条》

請け負った工事について、他者に一括して下請負する行為、他者から工事を一括して下請負する行為の双方が禁止されています。

④ 特定建設業者に関する義務 《法第 24 条の 7 第 1 項》

発注者から工事を直接請け負った特定建設業者が、税込み 4,000 万円(建築一式工事の場合は税込み 6,000 万円)以上を下請負して工事を施工する場合にあつては、当該工事に係る全ての下請業者を明らかにする施工体制台帳を作成する義務があります。

発注者から工事を直接請け負った特定建設業者は、当該工事に係る全ての下請業者に対する法令遵守指導の実施、法令違反については是正指導、是正しない場合には許可行政庁への通報義務があります。



(5) 下請代金の支払いに関する義務

① 下請代金の支払期日に関する義務 《法第 24 条の 3 第 1 項》

注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けたときは、その支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を 1 ヶ月以内に支払う義務があります。

② 特定建設業者に関する義務 《法第 24 条の 3 第 1 項、24 条の 5 第 1 項》

《建設産業における生産システム合理化指針》

・下請代金の支払期日の特例

特定建設業者にあつては、出来高払又は竣工払を受けた日から 1 ヶ月以内か、引渡しの申出から 50 日以内の支払期日のいずれか早い期日内に支払う義務があります。

特定建設業者が、下請代金の支払いを一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行うことは禁止されています。手形サイトが 120 日を超える手形については、割引困難な手形とみなされます。



※許可業者に課せられる義務等について詳しくは左のパンフレット(下の URL からダウンロード)を参照してください。

中部地方整備局 HP「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて」

(<http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/ga/ga.htm>)



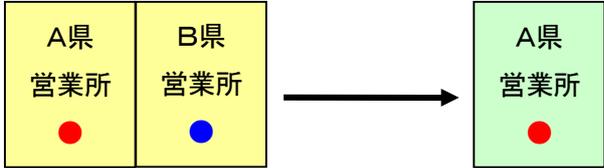
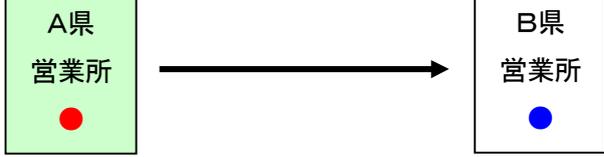
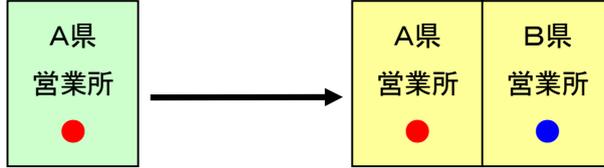
14 従前の許可の効力 《法第9条》

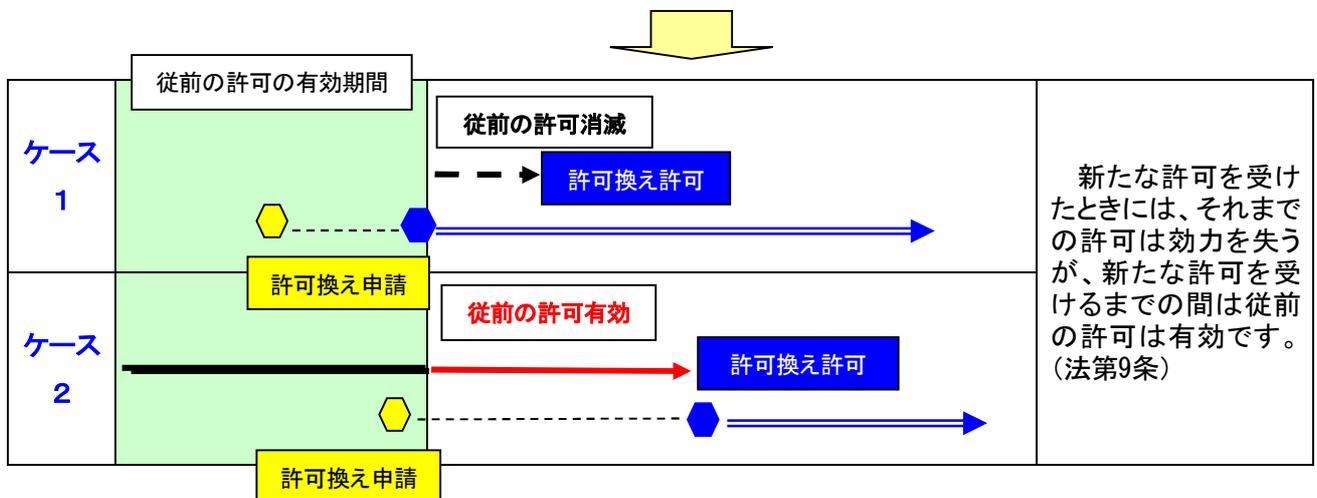
建設業許可は、営業所の所在地により大臣許可と知事許可に区分されていることから、許可を受けた者が、営業所の新設や廃止、所在地変更などを行い、許可換えしたケースを想定し、それまでの許可の効力を規定しておく必要があります。



従前の許可有効期間中に、新たな許可申請を行い、許可有効期間中に新たな許可を受けたときには、それまでの許可は効力を失いますが、新たな許可を受けるまでの間は従前の許可は有効です。

●許可換え申請と許可の効力

許可換え		ケース	許可換えの効力
大臣許可	A県知事許可	営業所縮小ケース(A・B県→A県) 	法第3条第1項の規定により、大臣・知事の許可を受けたときは、従前の許可は効力を失う。(法第9条)
A県知事許可	B県知事許可	営業所移転ケース(A県→B県) 	
A県知事許可	大臣許可	営業所拡大ケース(A県→A・B県) 	



15 罰則（太字は許可申請・変更届関係）

建設業を営む者に対する罰則は、以下のとおりです。

●3年以下の懲役又は300万円以下の罰金《法第47条》

- ①建設業の許可を受けないで建設業を営んだ者（軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。）◆法第3条第1項関係
- ②下請契約の締結の制限に違反して下請契約を締結した者 ◆法第16条関係
- ③営業停止、禁止の処分違反して建設業を営んだ者 ◆法第29条の4第1項関係
- ④虚偽又は不正の事実に基づいて建設業の許可を受けた者（許可の更新を含む。）◆法第3条関係

●6月以下の懲役又は100万円以下の罰金《法第50条》

- ①許可申請書又は添付の書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者 ◆法第5条、法第6条第1項、法第17条関係
- ②変更等の届出（毎事業年度経過後4ヶ月以内に提出しなければならない決算変更届を含む。）の書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者◆法第11条第1項～第4項関係
- ③許可の基準を満たさなくなった、又は欠格要件に該当することとなった旨の届出を2週間以内にしなかった者◆法第11条第5項関係
- ④経営状況分析申請若しくは経営規模等評価の申請に虚偽の記載をしてこれを提出した者 ◆法第27条の24第2項・第3項、法第27条の26第2項・第3項関係

●100万円以下の罰金《法第52条》

- ①主任技術者又は監理技術者を置かなかつた者 ◆法第26条第1項～第3項関係
- ②建設業の許可を受けた建設業者に建設工事を施工させるべき場合において、許可を受けていない建設業者に工事の施工をさせた者 ◆法第26条の2関係
- ③許可がその効力を失った後又は当該処分を受けた後、2週間以内に注文者に通知をしなかつた者 ◆法第29条の3第1項関係
- ④登録経営状況分析機関や国土交通大臣又は都道府県知事の必要な要求に対して、報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者 ◆法第27条の24第4項、法第27条の26第4項関係
- ⑤国土交通大臣又は都道府県知事及び中小企業庁長官の必要な要求に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者 ◆法第31条第1項、法第42条の2第1項関係
- ⑥国土交通大臣又は都道府県知事及び中小企業庁長官の必要な要求に対して、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 ◆法第31条第1項、法第42条の2第1項関係

●10万円以下の過料《法第55条》

- ①廃業等の届出を怠つた者 ◆法第12条関係
- ②審査会による出頭の要求に応じなかつた者 ◆法第25条の13第3項関係
- ③店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に標識を掲げない者 ◆法第40条関係
- ④建設業について、許可を受けていないのに、その許可を受けた建設業者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をした者 ◆法第40条の2関係
- ⑤営業所ごとに、その営業に関する事項を記載すべき帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは図書を保存しなかつた者◆法第40条の3関係

16 許可制度の法体系（法第1条～第17条等）

第1条 目的	第2条 定義	
	第3条の1 建設業の許可 (大臣許可・ 知事許可)	第3条の2 許可の条件
		第4条 附帯工事
		第5条 許可の申請
	第7条 許可の基準	
		第8条 許可の基準
		第9条 許可替えの効力
		第10条 手数料
		第11条 変更等の届出
		第12条 廃業等の届出
		第13条 提出書類の閲覧
		第14条 省令への委任
		第15条 許可の基準
		第16条 下請契約締結の制限
		第17条 準用規定



第7条第1号の要件が変更になりました。
21 ページを確認してください。

第1号	①	適切な経営能力を有すること	イ 常勤役員等のうち1名が該当 ロ 組織(役員及び直属職員)が該当	
	②	適切な社会保険に加入していること		
第2号	専任	イ	大卒・高卒等で申請業種に関連する学科を修め一定の実務経験を有する者	
		ロ	申請業種について10年以上の実務経験を有する者	
		ハ	申請業種に関して法定の資格免許を有する者	
第3号	請負契約に関して誠実性のあること			
第4号	財産的基礎、金銭的信用のあること			
第8条 許可の基準	1	通常の欠格要件の該当		
	2	重要な事項の虚偽記載		
第9条 許可替えの効力	1	bの許可を得た場合	a大臣→b知事	
	2	aの許可の効力を失	a知事→b知事	
	3	う	a知事→b大臣	
第11条 変更等の届出	第1項	30日以内	別紙許可を受けた後の届出	E、F、G、H、I、J、K、L、M、N
	第2項	事業年度終了後4ヶ月以内		Q、D(変更があったとき)
	第3項			A(変更・追加)、B(変更・追加)
	第4項	2週間以内		A(削除)、B(削除)、C
	第5項			
第12条 廃業等の届出	第1号	30日以内	別紙許可を受けた後の届出	許可に係る建設業者の死亡
	第2号			合併による消滅
	第3号			破産手続開始の決定により解散
	第4号			合併又は破産手続開始決定以外の事由により解散
	第5号			許可を受けた建設業の廃止
			法人成	
			その他	
第14条 省令への委任	規則第5条	許可の更新		
	規則第7条の2	2週間以内	許可後届出	A(氏名変更)、B(氏名変更)
	規則第8条			D(新任)
	規則第11条	届出書の提出		
	規則第12条	届出書の部数		
第15条 許可の基準	第1号	第7条第1号及び第3号に該当するもの		
	第2号	イ	申請業種に関して法定の資格を有する者	
		ロ	第7条第2号に該当し申請業種に関し元請として4500万円以上の工事について2年以上指導監督的な実務経験を有する者	
	ハ	国土交通大臣がイ、ロに掲げるものと同等以上の能力を有するものと認定した者		
第3号	8000万円以上の請負契約を履行する財産的基礎を有する者			

許可制度の法体系と手びきの様式の該当ページを検索するインデックスとしてご使用ください。

	許可申請書及び添付書類	様式番号	規則	ページ		
第1項	建設業許可申請書	様式第1号	第2条第1号	89		
	別紙一、別紙二(1)(2)、別紙三、別紙四			92~96		
第6条 許可申請書の 添付書類	第1号 工事経歴書	様式第2号	第2条第2号	97		
	第2号 直前3年の各事業年度における工事施工金額	様式第3号	第2条第3号	103		
	第3号 使用人数	様式第4号	第2条第4号	104		
	第4号 誓約書	様式第6号	第2条第6号	105		
	第1項	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	様式第7号	第3条第1項	146	
		別紙(常勤役員等の略歴書)		第3条第1項	149	
		常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書		第3条第1項	150	
	第5号	別紙一(常勤役員等の略歴書)	様式第7号の2	第3条第1項	156	
		別紙二(常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書)		第3条第1項	157	
		健康保険等の加入状況		様式第7号の3	第3条第1項	106
		専任技術者証明書(新規・変更)	様式第8号	第3条第2項	158	
		卒業証明書		第3条第2項第1号		
		実務経験証明書	様式第9号	第3条第2項第2号	161	
		資格証明書		第3条第2項第3号		
		監理技術者資格者証の写し 指導監督の実務経験証明書	様式第10号	第3条第2項第4号 第13条第2項第2号	164	
	第1項	第6号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	様式第11号	第4条第1項第1号	111
			許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	様式第12号	第4条第1項第3号	165
建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書			様式第13号	第4条第1項第4号	166	
			登記されていないことの証明(+医師の診断書)		第4条第2項	172
			身分証明書		第4条第1項第5号	173
			株主(出資者)調書(法人のみ)	様式第14号	第4条第1項第8号	167
			貸借対照表(法人用)	様式第15号		117
			損益計算書(法人用)	様式第16号		121
			株主資本等変動計算書(法人のみ)	様式第17号	第4条第1項第9号	124
			注記表(法人のみ)	様式第17号の2		127
			附属明細書(一定規模の法人のみ)	様式第17号の3		134
			貸借対照表(個人用)	様式第18号	第4条第1項第10号	138
			損益計算書(個人用)	様式第19号		140
			定款(法人のみ)		第4条第1項第7号	142
			登記事項証明書(法人のみ)		第4条第1項第11号	168
			登記事項証明書(支配人を設置する場合)		第4条第1項第12号	169
			営業の沿革	様式第20号	第4条第1項第13号	143
		所属建設業団体	様式第20号の2	第4条第1項第14号	144	
		主要取引金融機関名	様式第20号の3	第4条第1項第18号	145	
		県税納税証明書(事業税)		第4条第1項第16号	170	
第2項	般特新規の省略のケース		第4条第2項			
	許可更新の省略のコース		第4条第3項			

変更・廃業届					
A 経營業務の管理責任者	277	H 営業所の新設	292	O 支配人	301
B 健康保険等の加入状況	282	I 営業所の廃止	293	P 廃業	302
C 専任技術者	284	J 営業所の業種追加	294	Q 毎事業年度を経過したとき	305
D 欠格要件に該当した場合	288	K 営業所の業種廃止	295	Q 使用人数	
E 令第3条に規定する使用人	289	L 資本金額	296	Q 定款	
F 商号又は名称	290	M 法人の役員等	298	R 電話番号及びFAX番号	309
G 営業所の名称・所在地	291	N 個人業者又は支配人の氏名	300		

17 建設工事の種類・内容・例示・区分

p47 と見開きで参照してください。

建設業法別表第一上欄 建設工事の種類	告示 (昭和 47 年建設省告示第 350 号) 建設工事の内容	建設業許可事務ガイドライン別表 1 (平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号) 建設工事の例示
土木一式 工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築一式 工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・ コンクリート 工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、クレーン等による重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事



建設業許可事務ガイドライン (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号)	建設業法 別表第一下欄
許可業種区分の考え方について	許可業種
<p>① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p>	土木工事業
ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。	建築工事業
	大工工事業
<p>① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</p> <p>② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</p> <p>③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。</p>	左官工事業
<p>① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</p> <p>② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。</p> <p>⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。</p> <p>⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。</p> <p>⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。</p> <p>⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p> <p>⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。</p>	とび・土工 工事業

p49 と見開きで参照してください。

建設業法 別表第一上欄	告示 (昭和 47 年建設省告示第 350 号)	建設業許可事務ガイドライン別表 1 (平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号)
建設工事 の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事

建設業許可事務ガイドライン (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号)	建設業法 別表第一下欄
許可業種区分の考え方について	許可業種
『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。	石工事業
<p>① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</p> <p>② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。</p> <p>③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p>	屋根工事業
<p>① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p> <p>② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>	電気工事業
<p>① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>	管工事業

p51 と見開きで参照してください。

建設業法 別表第一上欄	告示 (昭和 47 年建設省告示第 350 号)	建設業許可事務ガイドライン別表 1 (平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号)
建設工事 の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗料、塗料等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事

建設業許可事務ガイドライン (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号)	建設業法 別表第一下欄
許可業種区分の考え方について	許可業種
<p>① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。</p> <p>② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</p> <p>③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</p>	タイル・れんが・ブロック 工事業
<p>① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p>	鋼構造物 工事業
『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。	鉄筋工事業
<p>① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</p> <p>② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。</p>	舗装工事業
	しゅんせつ 工事業
<p>① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。</p> <p>② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</p>	板金工事業
	ガラス 工事業
下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。	塗装工事業
<p>① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</p> <p>② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</p>	防水工事業
<p>① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。</p> <p>② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。</p> <p>③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。</p>	内装仕上 工事業

p53 と見開きで参照してください。

建設業法 別表第一上欄	告示 (昭和 47 年建設省告示第 350 号)	建設業許可事務ガイドライン別表 1 (平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号)
建設工事 の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
機械器具 設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信 工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、ネットワーク設備、情報設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV 電波障害防除設備工事
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事

建設業許可事務ガイドライン (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号)		建設業法 別表第一下欄
許可業種区分の考え方について		許可業種
<p>① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。</p> <p>③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。</p> <p>④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p> <p>※ 機械器具設置工事に該当しないケース 建設業法という機械器具設置工事とは、機械器具の組立て等により、土木若しくは建築に関する工作物（以下「工作物」という。）を建設し、又は工作物の一部を組成し若しくは一体となって効用を発揮する機械器具を工作物に取り付ける行為をいう。 従って、商品生産設備として工場又は事業所において使用される機械器具（いわゆる投資財機械…工作機械、印刷製本機械、製材木工合板機械、食品機械、鍛圧機械、産業用電子機器など）を工作物に単に緊結する工事は、通常、機械器具設置工事には該当しない。 なお、該当工事が機械器具設置工事以外の建設工事（とりわけ、とび・土工・コンクリート工事など）に該当する場合は、その建設工事に関する建設業の許可を要する。（軽微な建設工事は除く。）</p> <p>* 昭和49年3月26日付け建設省計建発第93号（建設省計画局建設業課長通知）より</p>	機械器具 設置工事業	
	熱絶縁 工事業	
<p>① 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。 なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。</p> <p>② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>	電気通信 工事業	
<p>① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。</p> <p>② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道緑道等を建設する工事である。</p> <p>③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。</p> <p>④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。</p> <p>⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</p>	造園工事業	
	さく井 工事業	
	建具工事業	

p55 と見開きで参照してください。

建設業法 別表第一上欄	告示 (昭和 47 年建設省告示第 350 号)	建設業許可事務ガイドライン別表 1 (平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号)
建設工事 の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
水道施設 工事	上水道、工業用水道等のための取水、 浄水、配水等の施設を築造する工事又 は公共下水道若しくは流域下水道の処 理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処 理設備工事
消防施設 工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若 しくは消火活動に必要な設備を設置 し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴 霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火 設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置 工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、 非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降 機、避難橋、又は排煙設備の設置工事
清掃施設 工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置 する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

●建設工事に該当しないもの → これらは、兼業に該当します(建設業の完成工事
高に含めることができません。**注意してください。**)。

除草、草刈、伐採、樹木の剪定、庭木の管理、造林等
除雪、融雪剤散布等
測量、設計、地質調査、調査目的のボーリング等
保守点検、保守・点検・管理業務等の委託業務等
清掃、浄化槽清掃、ボイラー洗浄、側溝清掃等
造船、機械器具製造・修理等
道路の維持管理、施肥等の造園管理業務等
建設機械の賃貸、リース等
建売住宅の販売、社屋の工事等
資材の販売、物品販売、機械・資材の運搬等
採石、宅地建物取引、コンサルタント、人工出し、解体工事や電気工事で生じた金属等の売却収 入、JV の構成員である場合のその JV からの下請工事等

建設業許可事務ガイドライン (平成13年国土交通省建設業課長通知第97号)		建設業法 別表第一下欄
許可業種区分の考え方について		許可業種
<p>① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>	水道施設 工事業	
<p>① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にもみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>	消防施設 工事業	
<p>① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p> <p>② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>	清掃施設 工事業	
それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。	解体工事業	

●余白を借りて

① 公共工事・民間工事、元請工事・下請工事を問わず、公共性のある又は多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な工事（税込3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の建設工事現場の配置技術者（主任技術者または監理技術者）は専任であることが求められ、当該工事の工事期間中は、他の建設工事現場の技術者として配置できません（法第26条第3項）。

（※「個人住宅」及び「長屋」以外は、原則として「公共性のある」又は「多数の者が利用する」施設もしくは工作物とみなします。）

② 営業所の専任技術者は、近隣※の上記金額未満の建設工事の配置技術者に例外的になることができますが、専任を求められる工事現場への配置技術者（主任技術者または監理技術者）になることはできません。

※「近隣」とは、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるもの

③ 指定7業種（土木、建築、管、造園、鋼構造物、舗装、電気）における特定建設工事（下請金額の合計が税込み4,000万円（建築一式工事の場合は税込み6,000万円）以上の元請工事）では、工事現場における監理技術者の資格要件は、1級国家資格者または国土交通大臣特別認定者に限られます。

④ 一括下請負は原則として禁止されています（法第22条）。平成20年11月の建設業法等の改正により、公共工事のほか、民間工事においても「共同住宅を新築する建設工事」については、発注者の書面による承諾がある場合についても、一括下請負が全面的に禁止となりました。

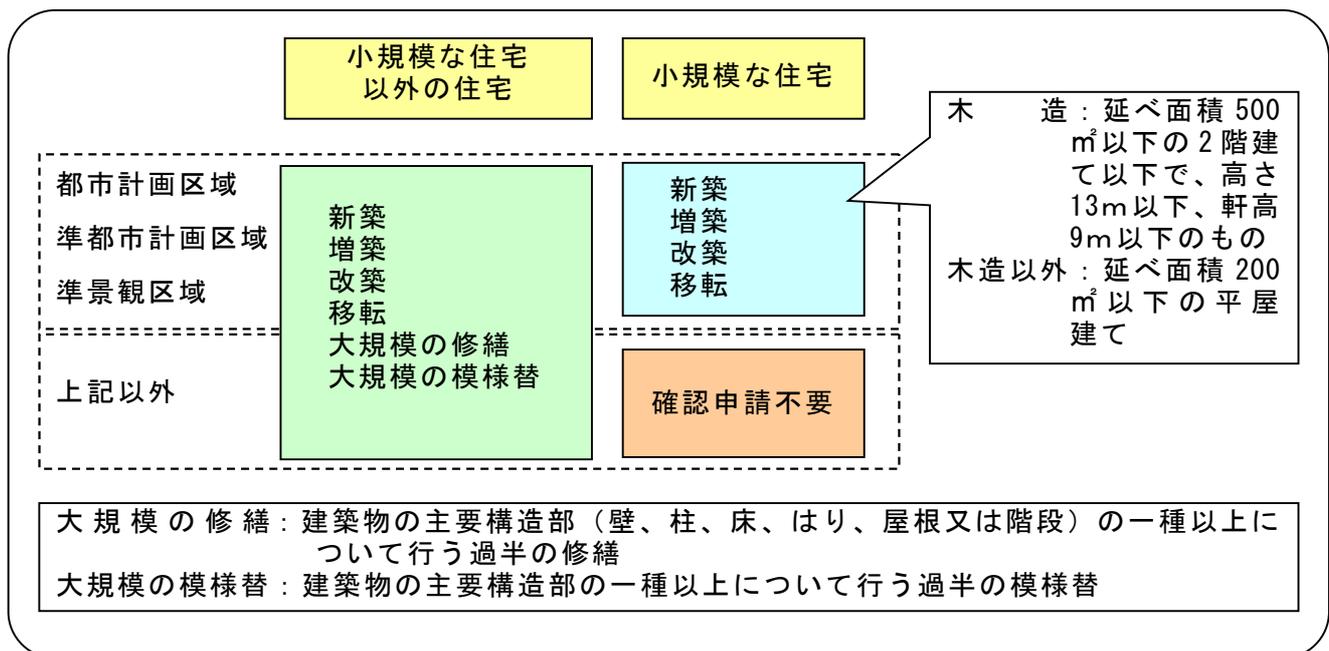
●一式工事について

※ 「土木一式工事」及び「建築一式工事」は、本来、元請業者が行う工事全般に係る総合的なマネジメント業務を想定したものであり、原則として下請工事は該当しません。

※ 建築一式工事は、原則として、建築確認を必要とする新築及び増改築工事であることを目安にしてください。

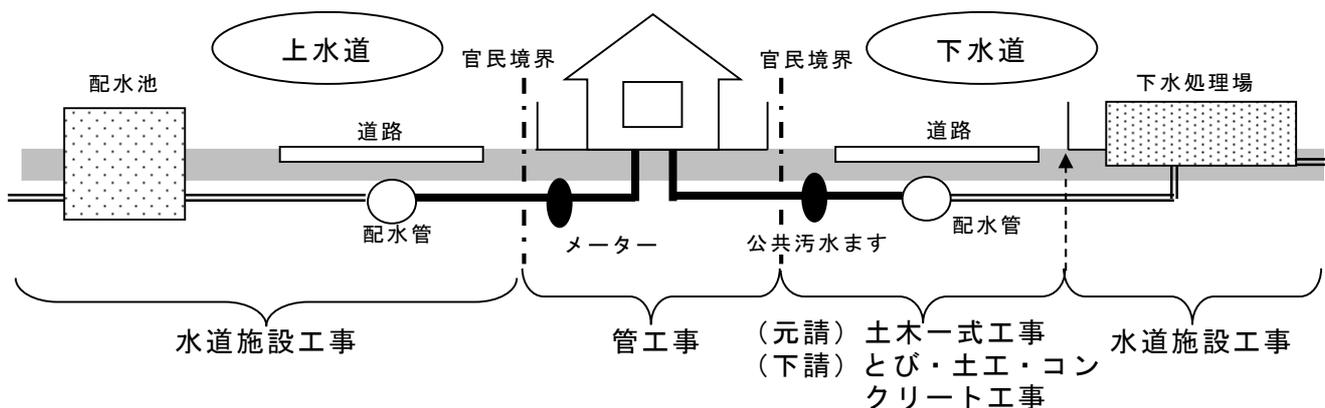
<確認申請が必要な建築物>

区域	用途・構造・規模	工事種別
都市計画区域 の内外問わず 全ての地域	(1) 特殊建築物でその用途に供する床面積の合計が、 200㎡を超えるもの ①劇場、映画館等 ②病院、診療所等 ③学校、体育館等 ④百貨店、展示場、物品販売業店舗等 ⑤倉庫 ⑥自動車車庫等	新築 増築 改築 移転 大規模の修繕 大規模の模様替
	(2) 木造で、次のいずれかに該当するもの 1) 階数が3以上 2) 延べ面積 500㎡超 3) 高さ 13m 超 4) 軒の高さ 9m 超	
	(3) 木造以外で、次のいずれかに該当するもの 1) 階数が2以上 2) 延べ面積 200㎡超	
都市計画区域、 準都市計画区域、 準景観地区 又は指定区域	(4) 上記(1)～(3)を除く全ての建築物	新築 増築 改築 移転
防火地域及び準防火地域外において、建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡以内であるときには、適用しない。		



●上下水道施設の業種区分一覧

施設区分		業種区分		
		(土)	(管)	(水)
上水道	取水施設	取水堰提、取水井		○
	導水施設	導水管		○
	浄水施設	沈殿池、濾過池、浄水池、滅菌室		○
	送水施設	送水ポンプ、送水管		○
	配水施設	配水池、配水等の施設		○
	給水装置	給水引込管、敷地内配管		○
下水道	下水道管	家屋等～公共汚水ます		○
		下水道本管（公道下等）		○
	下水処理場	沈砂池、反応タンク、沈殿池、消毒施設、汚泥処理施設 （処理場敷地造成工事）		○
農業用水道、かんがい用排水施設等		○		



●機械器具設置工事について

機械器具設置工事とは…

機械器具の組立て等により

機械器具設置工事に

土木若しくは建築に関する工作物（以下「工作物」という）を建設

- ・プラント設備
- ・運搬機器
- ・内燃力発電設備
- ・集塵機器
- ・給排気機器
- ・揚排水機器
- ・ダム用仮設備
- ・遊戯施設
- ・舞台装置設備
- ・サイロ設置
- ・立体駐車場

該当する

工作物の一部を組成し若しくは一体となって効用を発揮する機械器具を工作物に取り付ける

該当する

商品生産設備として工場又は事業所において使用される機械器具（工作機械、印刷製本機械、製材木工合板機械、食品機械、鍛圧機械、産業用電子機器など）を工作物に、単に緊結する工事は該当しない。

該当しない

→ とび・土工・コンクリート工事

●解体工事について

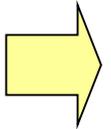
<p>建築一式工事</p> <p>古いビルの解体工事と、同じ敷地内に新たにビルを建設する工事を一体で請け負う工事</p> 	<p>解体工事</p> <p>家屋等の工作物を解体する工事</p> 	<p>各専門工事</p> <p>元請が信号機のみを解体する工事。 ⇒電気工事に該当</p> 
---	--	---

18 国土交通省令で定める学科 《規則第1条》

法第7条第2号イに規定する学科は、下表の左欄に掲げる許可を受けようとする建設業に応じて、右欄に掲げる学科とする。

●規則第1条で定める学科

許可を受けようとする建設業	法第7条第2号イに該当する学科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。） 都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科



卒業証明書

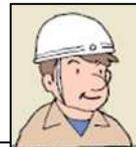
氏名 ●●●●
生年月日●年●月●日生

上記の者の、卒業を下記の通り証明する。
記

所属 工学部
●●科

入学日 平成●年●月●日
卒業日 平成●年●月●日

平成●年●月●日
●●大学学長 ●●●●



大学、短期大学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業 ＋ 実務経験3年
高等専門学校	学科、専攻科 高度専門士課程 専門士課程	
専門学校	専修学校専門課程	指定学科卒業 ＋ 実務経験5年
高等学校	全日制、定時制、通信制、 専攻科、別科	
中等教育学校	平成10年学校教育法の改正により創設された中高一貫教育の学校	

●具体的な類似学科

※類似学科については、学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えることができます。ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」については、置き換えることができません。

指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科	
土木工学に関する学科	開発科	土木工学に関する学科	農業工学科（ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学・宮崎大学以外については、農業機械専攻、専修又はコースを除く）	電気工学に関する学科	電子電気科	
	海洋科				電波通信科	
	海洋開発科				電力科	
	海洋土木科			電気通信工学に関する学科	機械工学に関する学科	電気通信科
	環境造園科					エネルギー機械科
	環境科					応用機械科
	環境開発科					機械科
	環境建設科					機械技術科
	環境整備科					機械工学第二科
	環境設計科					機械航空科
	環境土木科					機械工作科
	環境緑化科					機械システム科
	環境緑地科					機械情報科
	建設科					機械情報システム科
	建設環境科					機械精密システム科
	建設技術科			機械設計科		
	建設基礎科			機械電気科		
	建設工業科			建設機械科		
	建設システム科			航空宇宙科		
	建築土木科			航空宇宙システム科		
	鉱山土木科	衛生工学に関する学科	衛生科	航空科		
	構造科			交通機械科		
	砂防科			産業機械科		
	資源開発科			自動車科		
	社会開発科			自動車工業科		
	社会建設科			生産機械科		
	森林工学科			精密科		
	森林土木科			精密機械科		
	水工土木科			船舶科		
	生活環境科学科			船舶海洋科		
	生活環境科	船舶海洋システム科				
	造園科	造船科				
	造園デザイン科	電子機械科				
	造園土木科	電子制御機械科				
	造園緑地科	電力機械科				
	造園林科	農業機械科				
	地域開発科学科	学科名に関係なく機械（工学）コース				
	治山学科	電気工学に関する学科	電気情報科	環境計画科		
	地質科			建築科		
	土木科			建築システム科		
	土木海洋科			建築設備科		
	土木環境科			建築第二科		
	土木建設科			住居科		
	土木建築科			住居デザイン科		
	土地地質科			造形科		
農業開発科	建築学に関する学科			電子電子科	鉱山学に関する学科	
農業技術科						電子電子システム科
農業土木科		電子電子情報科				
農林工学科		電子応用科				
農林土木科		電子科				
緑地園芸科	電子技術科	電子システム科	電子情報科			
緑地科	電子工学科					
	電子システム科					
	電子情報科	電子情報システム科	電子通信科			

19 国家資格一覧等（営業所の専任技術者）告示・規則第7条の3等

業種：指定建設業（土木一式、建築一式、電気、管、鋼構造物、舗装、造園）

◎……特定建設業の営業所の専任技術者（又は監理技術者や主任技術者）になり得る国家資格等
○……一般建設業の営業所の専任技術者（又は主任技術者）になり得る国家資格等

※ 特定建設業の営業の専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格を有する者は、一般建設業の営業所の専任技術者（又は主任技術者）になり得る。

根拠法令	コード	資格区分	実務経験 必要年数	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建設業法	11	一級建設機械施工技士		◎				◎								◎																
	12	二級建設機械施工技士（第1種～第6種）		◎				◎								◎																
	13	一級土木施工管理技士（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者若しくは平成27年度までの資格合格者で実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）		◎				◎	◎						◎	◎	◎			◎									◎		◎	
	14	二級土木施工管理技士（土木）（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者若しくは平成27年度までの資格合格者で実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）		◎				◎	◎						◎	◎	◎												◎		◎	
	15	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）																			◎											
	16	二級土木施工管理技士（薬液注入）							◎																							
	20	一級建築施工管理技士（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者若しくは平成27年度までの資格合格者で実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎			◎	
	21	二級建築施工管理技士（建築）（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者若しくは平成27年度までの資格合格者で実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）			◎																										◎	
	22	二級建築施工管理技士（躯体）（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者若しくは平成27年度までの資格合格者で実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）					◎		◎						◎	◎	◎														◎	
	23	二級建築施工管理技士（仕上げ）					◎	◎		◎	◎				◎					◎	◎	◎	◎	◎					◎			
	27	一級電気工事施工管理技士										◎																				
	28	二級電気工事施工管理技士										◎																				
	29	一級管工事施工管理技士											◎																			
	30	二級管工事施工管理技士											◎																			
31	一級電気通信工事施工管理技士																								◎							
32	二級電気通信工事施工管理技士																								◎							
33	一級造園施工管理技士																								◎							
34	二級造園施工管理技士																								◎							
建築士法	37	一級建築士			◎	◎				◎				◎	◎								◎									
	38	二級建築士			◎	◎				◎				◎									◎									
	39	木造建築士				◎																										
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）（解体工事を申請する場合は、実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）		◎				◎			◎					◎	◎								◎						◎	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（解体工事を申請する場合は、実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）		◎				◎			◎				◎	◎	◎								◎						◎	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		◎				◎																								
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）									◎														◎							
	45	機械・総合技術監理（機械）																						◎								
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）											◎											◎								
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）											◎																			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）											◎															◎		◎		
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		◎					◎																							
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								◎						
職業能力開発促進法	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		◎				◎																	◎							
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										◎																				
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										◎																				
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										◎																				
	55	第一種電気工事士										◎																				
	56	第二種電気工事士										◎																				
	58	電気主任技術者（第1種～第3種）										◎																				
	59	電気通信主任技術者																								◎						
	35	工事担任者（『第1級アナログ通信』及び『第1級デジタル通信』又は『総合通信』）																								◎						
	65	給水装置工事主任技術者											◎																			
68	甲種消防設備士																														◎	
69	乙種消防設備士																														◎	
71	建築大工（1級）					◎																										
64	建築大工（2級）					◎																										
64	型枠施工（1級）					◎		◎																								
64	型枠施工（2級）					◎		◎																								
72	左官（1級）							◎																								
72	左官（2級）							◎																								
57	とび・とび工（1級）							◎																							◎	
57	とび・とび工（2級）							◎																							◎	
73	コンクリート圧送施工（1級）							◎																								
73	コンクリート圧送施工（2級）							◎																								
66	ウェルポイント施工（1級）							◎																								
66	ウェルポイント施工（2級）							◎																								
74	冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管（1級）										◎																					
74	冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管（2級）										◎																					
75	給排水衛生設備配管（1級）										◎																					
75	給排水衛生設備配管（2級）										◎																					
76	配管・配管工（1級）										◎																					
76	配管・配管工（2級）										◎																					

記号の説明
◎: 監理技術者資格 ○: 主任技術者資格

根拠法令	コード	資格区分	実務経験 必要年数	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	70	建築板金「ダクト板金作業」(1級)								○	○							○														
	70	建築板金「ダクト板金作業」(2級)	[3年]							○	○							○														
	77	タイル張り・タイル張り工(1級)											○																			
	77	タイル張り・タイル張り工(2級)	[3年]										○																			
	78	築炉・築炉工・れんが積み(1級)											○																			
	78	築炉・築炉工・れんが積み(2級)	[3年]										○																			
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(1級)							○				○																			
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(2級)	[3年]						○				○																			
	80	石工・石材施工・石積み(1級)							○																							
	80	石工・石材施工・石積み(2級)	[3年]						○																							
	81	鉄工・製罐(1級)												○																		
	81	鉄工・製罐(2級)	[3年]											○																		
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)													○																	
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(2級)	[3年]												○																	
	83	工場板金(1級)																	○													
	83	工場板金(2級)	[3年]																○													
	84	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(1級)								○									○													
	84	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(2級)	[3年]							○									○													
	85	板金・板金工・打出し板金(1級)																	○													
	85	板金・板金工・打出し板金(2級)	[3年]																○													
	86	かわらぶき・スレート施工(1級)								○																						
	86	かわらぶき・スレート施工(2級)	[3年]							○																						
	87	ガラス施工(1級)																		○												
	87	ガラス施工(2級)	[3年]																	○												
	88	塗装																			○											
	88	塗装	昭和48年以降に取得した「塗装」	[3年]																	○											
	88	木工塗装・木工塗装工(1級)																			○											
	88	木工塗装・木工塗装工(2級)	[3年]																		○											
	89	建築塗装・建築塗装工(1級)																			○											
	89	建築塗装・建築塗装工(2級)	[3年]																		○											
	90	金属塗装・金属塗装工(1級)																			○											
	90	金属塗装・金属塗装工(2級)	[3年]																		○											
	91	噴霧塗装(1級)																			○											
	91	噴霧塗装(2級)	[3年]																		○											
	67	路面標示施工																			○											
	92	畳製作・畳工(1級)																					○									
	92	畳製作・畳工(2級)	[3年]																				○									
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)																					○									
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級)	[3年]																				○									
	94	熱絶縁施工(1級)																						○								
	94	熱絶縁施工(2級)	[3年]																					○								
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)																											○			
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)	[3年]																										○			
	96	造園(1級)																									○					
	96	造園(2級)	[3年]																								○					
	97	防水施工(1級)																					○									
	97	防水施工(2級)	[3年]																				○									
	98	さく井(1級)																											○			
	98	さく井(2級)	[3年]																										○			
その他	61	地すべり防止工事	[1年]						○																							
	40	基礎ぐい工事							○																							
	62	建築設備士	[1年]								○	○																				
	63	計装	[1年]								○	○																				
	60	解体工事																														○
	36	登録技能者																														
		登録電気工事基幹技能者										○													○							
		登録橋梁基幹技能者							○					○																		
		登録造園基幹技能者																									○					
		登録コンクリート圧送基幹技能者																														
		登録防水基幹技能者																					○									
		登録トンネル基幹技能者																														
		登録建設塗装基幹技能者																				○										
		登録左官基幹技能者							○																							
		登録機械土工基幹技能者								○																						
		登録海上起重基幹技能者																														
		登録PC基幹技能者																														
		登録鉄筋基幹技能者																														
		登録圧接基幹技能者																														
		登録型枠基幹技能者																														
		登録配管基幹技能者										○																				
		登録嵩・土工基幹技能者							○																							

記号の説明
◎: 監理技術者資格 ○: 主任技術者資格

20 試験機関一覧

●建設業法による技術検定

資格名	試験名	試験機関（実施機関）
建設機械施工管理技士	1・2級建設機械施工管理技術検定試験	一般社団法人 日本建設機械施工協会 〒105 - 0011 東京都港区芝公園3 - 5 - 8 機械振興会館 TEL03 - 3433 - 6141
土木施工管理技士	1・2級土木施工管理技術検定試験	一般社団法人 全国建設研修センター 〒187 - 8540 東京都小平市喜平町2 - 1 - 2 TEL042 - 300 - 6860
建築施工管理技士	1・2級建築施工管理技術検定試験	一般財団法人 建設業振興基金（試験研修本部） 〒105 - 0001 東京都港区虎ノ門4 - 2 - 12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL03 - 5473 - 1581(代)
管工事施工管理技士	1・2級管工事施工管理技術検定試験	一般社団法人 全国建設研修センター 〒187 - 8540 東京都小平市喜平町2 - 1 - 2 TEL042 - 300 - 6855
電気工事施工管理技士	1・2級電気工事施工管理技術検定試験	一般財団法人 建設業振興基金（試験研修本部） 〒105 - 0001 東京都港区虎ノ門4 - 2 - 12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL03 - 5473 - 1581(代)
電気通信工事施工管理技士	1・2級電気通信工事施工管理技術検定試験	一般社団法人 全国建設研修センター 〒187 - 8540 東京都小平市喜平町2 - 1 - 2 TEL042 - 300 - 0205
造園施工管理技士	1・2級造園施工管理技術検定試験	一般社団法人 全国建設研修センター 〒187 - 8540 東京都小平市喜平町2 - 1 - 2 TEL042 - 300 - 6866

●その他の主な資格試験・検定

資格名	試験名	試験機関（実施機関）
建築士 木造建築士	1・2級建築士試験 木造建築士試験	公益財団法人 建築技術教育普及センター 〒102 - 0094 東京都千代田区紀尾井町3 - 6 紀尾井町パークビル TEL03 - 6261 - 3310
技術士	技術士第一次試験 技術士第二次試験	公益社団法人 日本技術士会 技術士試験センター 〒150 - 0043 東京都渋谷区道玄坂2 - 10 - 7 新太宗ビル9階 TEL03 - 3461 - 8827(技術士試験センター)
電気工事士	電気工事士試験	一般財団法人 電気技術者試験センター 〒104 - 8584 東京都中央区八丁堀2 - 9 - 1 RBM 東八重洲ビル8階 TEL03 - 3552 - 7651
電気主任技術者	第1・2・3種電気主任技術者試験	一般財団法人 電気技術者試験センター
電気通信主任技術者	電気通信主任技術者試験	一般財団法人 日本データ通信協会 電気通信国家試験センター事務所 〒170 - 8585 東京都豊島区巣鴨2 - 11 - 1 巣鴨室町ビル6階 TEL03 - 5907 - 6556
工事担任者	工事担任者試験	公益財団法人 給水工事技術振興財団 〒163 - 0712 東京都新宿区西新宿2 - 7 - 1 小田急第一生命ビル12階 TEL03 - 6911 - 2711
給水装置工事主任技術者	給水装置工事主任技術者試験	

資格名	試験名	試験機関（実施機関）
消防設備士	甲・乙種消防設備士	一般財団法人 消防試験研究センター 〒100 - 0013 東京都千代田区霞が関 1 - 4 - 2 大同生命霞が関ビル 19 階 Tel.03 - 3597 - 0220
技能士	技能検定	中央職業能力開発協会 〒160 - 8327 東京都新宿区西新宿 7-5 - 25 西新宿プライムスクエア 11 階 Tel.03 - 6758 - 2859 静岡県職業能力開発協会 〒424 - 0881 静岡市清水区楠 160 Tel.054 - 345 - 9377
地すべり防止工事士	登録地すべり防止工事試験	一般社団法人 斜面防災対策技術協会 〒105 - 0004 東京都港区新橋 6 - 12 - 7 新橋 SD ビル 6 階 Tel.03 - 3438 - 0493
建築設備士	建築設備士試験	公益財団法人 建築技術教育普及センター 〒102 - 0094 東京都千代田区紀尾井町 3 - 6 紀尾井町パークビル Tel.03 - 6261 - 3310
計装士	登録計装試験	一般社団法人 日本計装工業会 〒101 - 0031 東京都千代田区東神田 2-4-5 東神田堀高ビル 4 階 Tel.03 - 5846 - 9165
登録解体工事講習 解体工事施工技士	一 解体工事施工技士試験	公益社団法人 全国解体工事業団体連合会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4 - 1 - 3 安和宝町ビル 6 階 Tel.03-3555-2196

●余白を借りて

建設業許可を取得したら、下表のような表を作成し、目につく所に貼り出し、必要な申請や届出は遅滞なく提出しましょう。

例 建設届出書類管理表

	申請・届出	提出先	期限	自社期限	担当	確認	提出	摘要
許可関係	建設業更新申請	土木事務所	5 年毎	令和 7 年 8 月 13 日				
	産業廃棄物更新申請	保健所	5 年毎	令和 3 年 3 月 11 日				
	宅建業更新申請	静岡県知事	5 年毎	令和 4 年 6 月 29 日				
定期提出書類	変更届出書(決算報告)	土木事務所	4 ヶ月以内	令和 3 年 10 月 31 日				
	経営状況分析申請		変更提出後	令和 3 年 1 月 10 日				
	経営事項審査申請	土木事務所	5 ヶ月目安	令和 3 年 2 月 18 日				
	入札参加資格申請	国交省(整備局)	2 年毎	令和 4 年 1 月 10 日				提出期日確認
		道路公団	2 年毎	令和 4 年 1 月 10 日				〃
		静岡県	2 年毎	令和 3 年 2 月 3 日				〃
臨時書類		静岡市	2 年毎	令和 3 年 1 月 30 日				〃
	変更届(申請事項の変更)	土木事務所	変更の都度					期限内に提出

21 許可通知書と標識

●一般建設業の許可通知書

商号名称 静岡建設株式会社
 静岡県知事 〇 〇 〇 〇
 一般建設業の許可について（通知）

令和2年7月16日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので通知します。

記

許可番号 静岡県知事許可（般-2）第 1234 号
 許可の有効期間 令和 2年8月14日から令和 7年8月13日まで
 建設業の種類 大工工事業
 とび・土工工事業

注）許可の更新申請を行う場合の申請提出期限：令和 7年7月14日
 （この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

許可通知日

一般・特定の別

許可番号

許可の有効期間

許可を受けた建設業

許可年月日

更新の提出期限

●特定建設業の許可通知書

商号名称 静岡建設株式会社
 静岡県知事 〇 〇 〇 〇
 特定建設業の許可について（通知）

令和2年7月16日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので通知します。

記

許可番号 静岡県知事許可（特-2）第 1234 号
 許可の有効期間 令和 2年8月14日から令和 7年8月13日まで
 建設業の種類 土木工事業
 建築工事業

注）許可の更新申請を行う場合の申請提出期限：令和 7年7月14日
 （この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

●建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合
 （様式第28号記載例、サイズ 縦35cm以上 横40cm以上）

建設業の許可票			
商号又は名称	静岡建設株式会社		
代表者の氏名	代表取締役 静岡太郎		
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
一般建設業	大工工事業	静岡県知事許可（般-2）第1234号	令和2年8月14日
一般建設業	とび・土工工事業	静岡県知事許可（般-2）第1234号	令和2年8月14日
特定建設業	土木工事業	静岡県知事許可（特-2）第1234号	令和2年8月14日
特定建設業	建築工事業	静岡県知事許可（特-2）第1234号	令和2年8月14日
この店舗で営業している建設業	大工工事業、とび・土工工事業、土木工事業、建築工事業		

●建設会社が建設工事現場に標識を掲げる場合（元請業者に限る）
 （様式第29号記載例、サイズ 縦25cm以上 横35cm以上）

建設業の許可票			
商号又は名称	静岡建設株式会社		
代表者の氏名	静岡太郎		
主任技術者の氏名	専任の有無	浜松次郎	専任
	資格名	資格者証交付番号	第8765432号
一般建設業又は特定建設業の別	特定建設業		
許可を受けた建設業	土木工事業		
許可番号	静岡県知事許可（特-2）第1234号		
許可年月日	令和2年8月14日		

●よくある標識の間違い

建設業の許可を受けた業者が店舗に掲げる標識

1 「代表者の氏名」の内容について・・・①

代表取締役 → 取締役 など

名前の文字が違うもの 齊藤 斎藤

静岡 静岡 など

2 許可の部分の記述・・・②③

(般 27) の 27 が抜けているもの

(般 27) の般が抜けているもの

満了日が入っているもの

受付日が入っているもの

更新前の許可日が入っているもの

静岡県知事許可が抜けているもの など

3 「この店舗で営業している建設業の種類」

の内容について・・・④

・業種が、未記載のものがあるケース

例) 建築 内装 大工 なのに「建築工事業」とだけ記述があるもの。

・業種の判別は出来るが、記述が正しくないケース

例) 総合建築工事業 土木一式工事業

総合建築一式工事 上下水道工事業 とび工事、タイル工事

・建設工事の種類での記載、または類似する記載のケース

例) 土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事業

・29 業種以外の工事業の記載のケース

例) はつり などの記述があるもの

・略号での記載のケース

例) (と) (管)

・ひらがなで書くものを漢字で書かれているケース

例) 鑿井工事業 浚渫工事業

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名	①		
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可()第号	
		国土交通大臣 知事 ② 第号	③
		国土交通大臣 知事 許可()第号	
		国土交通大臣 知事 許可()第号	
この店舗で営業している建設業			
④			

35 cm 以上

40 cm 以上



22 主要項目の変遷（参考）

1 軽微な工事（法第3条第1項関係ただし書き 令第1条の2）

建築一式	その他	施行
30万円		昭和24年8月20日
50万円		昭和31年8月30日
300万円	100万円	昭和47年4月1日
450万円	150万円	昭和49年10月1日
600万円	200万円	昭和52年10月1日
900万円	300万円	昭和59年10月1日
1,500万円	500万円	平成6年12月28日

2 下請契約の締結の制限

建築一式	その他	施行
登録時代は特定建設業の制度なし		
1,000万円		昭和47年4月1日
2,000万円		昭和59年10月1日
3,000万円	2,000万円	昭和63年6月6日
4,500万円	3,000万円	平成6年12月28日
6,000万円	4,000万円	平成28年6月1日

3 一般許可の財務要件

財務要件	施行
登録時代は財務要件なし	
100万円	昭和47年4月1日
150万円	昭和49年10月1日
200万円	昭和52年10月1日
300万円	昭和59年10月1日
500万円	平成6年12月28日



4 特定許可の財務要件

資本金	自己資本	施行
登録時代は特定概念なし		
資本金 500万円	自己資本 1,000万円	昭和47年4月1日
資本金 1,000万円	自己資本 2,000万円	昭和59年10月1日
資本金 2,000万円	自己資本 4,000万円	平成6年12月28日

5 特定建設業の財産的基礎 法第15条第1項第3号 令第5条の4

特定建設業者の財産的基礎	施行
2,000万円	昭和47年4月1日
3,000万円	昭和49年10月1日
4,000万円	昭和52年10月1日
6,000万円	昭和59年10月1日
8,000万円	平成6年12月28日

6 決算終了変更届

提出期間	施行
決算終了後2ヶ月以内	昭和47年4月1日
決算終了後3ヶ月以内	昭和50年12月26日
決算終了後4ヶ月以内	平成6年12月28日

※兼業の変更届 昭和58年12月10日改正により変更届の提出を要しなくなった。

7 指導監督実務経験の金額 法第15条第2号ロ 令第5条の3

指導監督実務経験の額	施行
1,500万円	昭和47年4月1日
3,000万円	昭和59年10月1日
4,500万円	平成6年12月28日

8 保証人を必要としない軽微な工事 法第21条第1項ただし書き 令第6条の2

保証人を必要としない軽微な工事の額	施行
30万円	昭和24年8月20日
50万円	昭和31年8月30日
100万円	昭和47年4月1日
150万円	昭和49年10月1日
200万円	昭和52年10月1日
300万円	昭和59年10月1日
500万円	平成6年12月28日

9 特定業者が50日の下請代金支払期日の除外法人の資本金

法第24条の5第1項 令第7条の2

資本金	施行
1,000万円	昭和47年4月1日
2,000万円	昭和59年10月1日
3,000万円	昭和64年1月1日
4,000万円	平成7年6月29日

10 工事現場に専任で技術者を配置する工事金額

法第26条第3項 令第27条第1項

工事金額	工事金額	施行
電、管、通、井200万円	それ以外 600万円	昭和47年4月1日
電、管、通、井300万円	それ以外 900万円	昭和52年10月1日
建築一式 3,000万円	それ以外 1,500万円	昭和59年10月1日
建築一式 5,000万円	それ以外 2,500万円	平成6年12月28日
建築一式 7,000万円	それ以外 3,500万円	平成28年6月1日

11 審査手数料 法第10条 令第4条

新規	更新・業追	施行
10,000円	10,000円	昭和47年4月1日
50,000円	20,000円	昭和52年10月1日
70,000円	30,000円	昭和62年1月1日
80,000円	40,000円	平成6年4月1日
90,000円	50,000円	平成12年4月1日

